

生活(せいかつ)に困(こま)っている人(ひと)へ、支援(しえん)があります

2021年(ねん)12月(がつ)23日(にち)時点(じてん)のものです。
(2022年(ねん)1月(がつ)28日(にち)に一部(いちぶ)を新(あた)しくしました)
これからも新(あた)しくなります。

相談(そうだん)するところ

心配(しんぱい)なこと、知(し)りたいことを相談(そうだん)してください。

P.5
~6

お金(かね)に困(こま)っているとき(生活(せいかつ)するお金(かね)、会社(かいしゃ)・
事業(じぎょう)を続(つづ)けるためのお金(かね))

- **緊急小口(きんきゆうこぐち)・総合支援資金(そうごうしえんしきん)、
(生活費(せいかつひ)) 新型(しんがた)新型コロナウイルス感染症(かんせんしょう)
生活困窮者自立支援金(せいかつこんきゆうしやしじりつしえんきん)**

P.7
~8

新型(しんがた)新型コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、仕事(しごと)が休(やす)みになった人(ひと)や仕事(しごと)がなくなった人(ひと)などが生活(せいかつ)するお金(かね)に困(こま)っているとき、
お金(かね)を貸(か)します。また、総合支援資金(そうごうしえんしきん)の再貸付(さいかしつけ)＜＝また
貸(か)す＞が終(お)わった世帯(せたい)や、再貸付(さいかしつけ)が認(みと)められなかった世帯(せたい)
にお金(かね)を支給(しきゅう)＜＝国(くに)が払(はら)う＞します。※2022年(ねん)1月(がつ)からは、あ
てはまる世帯(せたい)に緊急小口(きんきゆうこぐち)、総合支援資金(そうごうしえんしきん)(1回(かい))
の貸付(かしつけ)が終(お)わった世帯(せたい)もふくみます。

- **子育て(こそだ)て世帯(せたい)に特別給付(とくべつきゅうふ)**

新型(しんがた)新型コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって困(こま)っている世帯(せたい)の子(こ)
どもたちをたすけるため、子(こ)どもたちの未来(みらい)のため、一定(いってい)の条件(じょうけん)に
該当(がいとう)する子育て(こそだ)て世帯(せたい)に、子(こ)ども1人(ひとり)に10万円(まんえん)を支給(しきゅう)
します。

P.9

- **住民税非課税(じゅうみんぜいひかぜい)世帯(せたい)などに臨時特別給付金(りんじ
とくべつきゅうふきん)**

新型(しんがた)新型コロナウイルス感染症(かんせんしょう)が長(なが)く続(つづ)いています。いろいろな問
題(もんだい)で生活(せいかつ)に困(こま)っている世帯(せたい)に、生活(せいかつ)の支援(しえん)をする
ため、住民税非課税世帯(じゅうみんぜいひかぜいせたい)などに、1世帯(せたい)に10万円(まんえ
ん)を支給(しきゅう)します。

P.10

- **学生(がくせい)などに学習(がくしゅう)を続(つづ)けるための緊急給付金(きんきゅ
うきゅうふきん)**

新型(しんがた)新型コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、困(こま)っている学生(がくせい)など
が学習(がくしゅう)を続(つづ)けるために、一定(いってい)の条件(じょうけん)をみたす学生(がくせい)
などに、10万円(まんえん)を支給(しきゅう)します。

P.11

- **事業復活支援金(じぎょうふっかつしえんきん)**

新型(しんがた)新型コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、大(おお)きな変化(へんか)があつて、
中堅(ちゅうけん)・中小(ちゅうしょう)・小規模事業者(しょうきぼじぎょうしゃ)、フリーランスをふく
む個人事業者(こじんじぎょうしゃ)に、地域(ちいき)・業種(ぎょうしゅ)を限(かぎ)らず、事業規模(じ
ぎょうきぼ)に応(おう)じた事業復活支援金(じぎょうふっかつしえんきん)を給付(きゅうふ)します。

P.12

- **日本政策金融公庫(にほんせいさくきんゆうこうこ)と沖縄公庫(おきなわこうこ)
などによる新型(しんがた)新型コロナウイルス感染症(かんせんしょう)特別貸付(とく
べつかしつけ)など**

新型(しんがた)新型コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって困(こま)っているフリーランスや個人
事業主(こじんじぎょうぬし)に、お金(かね)を貸(か)します。

P.13

生活(せいかつ)に困(こま)っている人(ひと)へ、支援(しえん)があります

- **社会保険料(しゃかいほけんりょう)などの猶予(ゆうよ)**
社会保険料(しゃかいほけんりょう)、税金(ぜいきん)、公共料金(こうきょうりょうきん)などを、あとで払(はら)うことができます。 **P.14 ~17**
- **厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などの標準報酬月額(ひょうじゆんほうしゅうげつがく)の特例改定(とくれいかいてい)**
今回(こんかい)の新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって休(やす)みになり、休業(きゅうぎょう)によって収入(しゅうにゅう)がへった人(ひと)は、一定(いってい)の条件(じょうけん)に該当(がいとう)するとき、健康保険(けんこうほけん)・厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)の標準報酬月額(ひょうじゆんほうしゅうげつがく)を、とくべつに翌月(よくげつ)から改定(かいてい)できます。 **P.18**
- **生活困窮者自立支援制度(せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど)**
いろいろな問題(もんだい)で生活(せいかつ)に困(こま)っている人に、その人(ひと)にあう支援(しえん)をします。 **P.19**
- **住居確保給付金(じゅうきょかくほきゅうふきん)(家賃(やちん)のしえん)**
新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって休(やす)みなどで収入(しゅうにゅう)がへったので、住(す)む家(いえ)がなくなるかもしれない人(ひと)などに、家賃(やちん)とおなじくらいのお金(かね)を払(はら)います。 **P.20**
- **償還免除付(しょうかんめんじょつき)のひとり親家庭(おやかてい)住宅支援資金貸付(じゅうたくしえんしきんかしつけ)**
仕事(しごと)をして自分(じぶん)で生活(せいかつ)をするため、まじめに取(と)りくんでいるひとり親(おや)の人(ひと)に、家賃(やちん)のお金(かね)を貸(か)します。返金(へんきん)が免除(めんじょ)になるときもあります。利子(りし)は0円(えん)です。 **P.21**
- **生活保護制度(せいかつほごせいど)**
生活(せいかつ)に困(こま)って(こま)っている人(ひと)が、最低限度(さいていげんど)の生活(せいかつ)ができること、自分(じぶん)で生活(せいかつ)することができるように支援(しえん)します。今(いま)の収入(しゅうにゅう)に応(おう)じて、生活(せいかつ)するお金(かね)、住(す)むためのお金(かね)などを支給(しきゅう)します。 **P.22**

新型(しんがた)コロナウイルスの感染(かんせん)などによって、仕事(しごと)が少(すく)なくなったとき

- **傷病手当金(しょうびょうてあてきん)**
健康保険(けんこうほけん)などに入(はい)っている人(ひと)が、仕事(しごと)ではない場所(ばしょ)で、病気(びょうき)やケガで仕事(しごと)を休(やす)んだとき、お金(かね)を支給(しきゅう)します。4日目(よっかめ)からの休(やす)んだ日(ひ)に支給(しきゅう)します。 **P.23**
- **休業手当(きゅうぎょうてあて)**
会社(かいしゃ)に責任(せきにん)のある理由(りゆう)で仕事(しごと)を休(やす)んだとき、会社(かいしゃ)が、あなたの休(やす)みの間(あいだ)の給料(きゅうりょう)(平均賃金(へいきんちんぎん)の60%以上(いじょう))を払(はら)います。 **P.24**
- **雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)**
お客(きゃく)さんや注文(ちゅうもん)が減(へ)って、売(う)ったり作(つく)ったりする量(りょう)が減(へ)った会社(かいしゃ)が、雇(やと)っている人(ひと)をやめさせるのではなく休(やす)ませて「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)ったとき、そのお金(かね)の一部(いちぶ)を国(くに)が払(はら)います。 **P.25**
- **新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)対応休業支援金・給付金(かんせんしょうたいおうきゅうぎょうしえんきん・きゅうふきん)**
新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって休業(きゅうぎょう)させられた中小企業(ちゅうしょうきぎょう)の労働者(ろうどうしゃ)のうち、休業手当(きゅうぎょうてあて)がもらえなかった労働者(ろうどうしゃ)に、お金(かね)を払(はら)います **P.26**

生活(せいかつ)に困(こま)っている人(ひと)へ、支援(しえん)があります

- [新型\(しんがた\)コロナウイルス感染症\(かんせんしょう\)に関\(かん\)する母性健康管理措置\(ぼせいけんこうかりそち\)のための休暇制度導入助成金\(きゅうかせいどどうにゅうじょせいきん\)、両立支援等助成金\(りょうりつしえんとうじょせいきん\)](#) P.27
~28
 (新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理(ぼせいけんこうかり)のための休暇取得支援(きゅうかしゅとくしえん)コース)
 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理措置(ぼせいけんこうかりそち)として休業(きゅうぎょう)が必要(ひつよう)とされた妊娠中(にんしんちゅう)の女性労働者(じょせいろうどうしゃ)のために有給(ゆうきゅう)の休暇制度(きゅうかせいど)をもうけて取得(しゅとく)させた事業主(じぎょうぬし)をたすけます。
- [両立支援等助成金\(りょうりつしえんとうじょせいきん\)\(介護離職防止支援\(かいごりしょくぼうししえん\)コース\(新型\(しんがた\)コロナウイルス感染症対応特例\(かんせんしょうたいおうとくれい\)\)](#) P.29
 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の対応(たいおう)として、家族(かぞく)を介護(かいご)する労働者(ろうどうしゃ)が育児・介護休業法(いくじかいごきゅうぎょうほう)の休(やす)みのほかに、特別有給休暇(とくべつゆうきゅうきゅうか)で介護(かいご)ができるようなとりくみをする中小(ちゅうしょう)の会社(かいしゃ)をたすけます。
- [産業雇用安定助成金\(さんぎょうこようあんていじょせいきん\)](#) P.30
 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、仕事(しごと)がなくなった事業主(じぎょうぬし)が、在籍型出向(ざいせきがたしゅっこう)によって労働者(ろうどうしゃ)を雇(やと)い続(つづ)けると、出向元(しゅっこうもと)と出向先(しゅっこうさき)の両方(りょうほう)の会社(かいしゃ)をたすけます。
- [トライアル雇用助成金\(こようじょせいきん\)\(新型\(しんがた\)コロナウイルス感染症対応\(かんせんしょうたいおう\)\(短時間\(たんじかん\)トライアルコース\)](#) P.31
 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、仕事(しごと)がなくなった人(ひと)で、前(まえ)にしたことのない仕事(しごと)をしたい人(ひと)がはやく働(はたら)くことができるように、3か月(げつ)の間(あいだ)トライアルで雇(やと)う事業主(じぎょうぬし)に、トライアルの間(あいだ)の賃金(ちんぎん)の一部(いちぶ)を払(はら)います。

仕事(しごと)を探(さが)しているとき

- [雇用保険\(こようほけん\)の基本手当\(きほんてあて\)\(求職者給付\(きゅうしよくしゃきゅうふ\)\)](#) P.32
 仕事(しごと)をなくして、さがしている人(ひと)が、はやく働(はたら)くことができるよう求職活動(きゅうしよくかつどう)＜仕事(しごと)をさがすこと＞をたすけるためお金(かね)を払(はら)います。雇用保険(こようほけん)の期間(きかん)など条件(じょうけん)をみれば、前(まえ)の仕事(しごと)の賃金(ちんぎん)の50%から80%を払(はら)います。※仕事(しごと)をさがしている本人(ほんにん)が「求職(きゅうしよく)の申込(もうしこみ)」をする必要(ひつよう)があります。ハローワークに相談(そうだん)してください。
- [公共職業訓練\(こうきょうしよくぎょうくんれん\)\(離職者訓練\(りしょくしゃくんれん\)\)](#) P.33
 雇用保険(こようほけん)を受(う)け取(と)りながら、無料(むりょう)(テキスト代(だい)などは負担(ふたん))で職業訓練(しよくぎょうくんれん)をうけることができます。
- [求職者支援訓練\(きゅうしよくしゃしえんくんれん\)](#) P.34
 雇用保険(こようほけん)を受給(じゅきゅう)できない求職者(きゅうしよくしゃ)のひとは、無料(むりょう)(テキスト代(だい)などは自己負担(じこふたん))で職業訓練(しよくぎょうくんれん)をうけながら、条件(じょうけん)をみれば月額(げつがく)10万円(まんえん)がもらえます。
- [高等職業訓練促進給付金\(こうとうしよくぎょうくんれんそくしんきゅうふきん\)](#) P.35
 ひとり親(おや)の人(ひと)が安定(あんてい)した仕事(しごと)をするために資格(しかく)をとることをたすけます。この資格(しかく)などの訓練(くんれん)の間(あいだ)、生活費(せいかつひ)としてお金(かね)を支給(しきゅう)(=国(くに)が払(はら)う)します。

生活(せいかつ)に困(こま)っている人(ひと)へ、支援(しえん)があります

小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、子(こ)どもの世話(せわ)が必要(ひつよう)なとき

- **小学校休業等(しょうがっこうきゅうぎょうとう)対応助成金(たいおうじょせいきん)
(労働者(ろうどうしゃ)を雇(やと)う事業主(じぎょうぬし)の人(ひと)向(む)け)**

P.36

小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、その小学校(しょうがっこう)などに通(かよ)う子(こ)どもの世話(せわ)をする「労働者(ろうどうしゃ)(保護者(ほごしゃ))」(正規雇用(せいきこよう)の人(ひと)も非正規雇用(ひせいきこよう)の人(ひと)もふくみます)に、有給(ゆうきゅう)(賃金(ちんぎん)を全額支給(ぜんがくしきゅう))の休(やす)み((労働基準法(ろうどうきじゅんほう)の年次有給休暇(ねんじゅうきゅうきゅうか)をのぞく)をとらせた事業主(じぎょうぬし)をたすけます。

- **小学校休業等(しょうがっこうきゅうぎょうとう)対応支援金(たいおうしえんきん)
(委託(いたく)を受(う)けて個人(こじん)で仕事(しごと)をする人(ひと)向(む)け)**

P.37

小学校(しょうがっこう)などを休(やす)みになったとき、その小学校(しょうがっこう)などに通(かよ)う子(こ)どもの世話(せわ)をする「委託(いたく)を受(う)けて個人(こじん)で仕事(しごと)をする保護者(ほごしゃ)の人(ひと)」に、仕事(しごと)ができなかった日(ひ)のため、支援金(しえんきん)を支給(しきゅう)します。

- **企業主導型(きぎょうしゅどうがた)ベビーシッター利用者支援事業
(りょうしゃしえんじぎょう)**

P.38
~39

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、保護者(ほごしゃ)が仕事(しごと)を休(やす)むことができないのでベビーシッターを利用(りよう)したとき、利用料金(りようりょうきん)を支援(しえん)します。

その他(ほか)のお知らせ

コロナと関係(かんけい)する支援(しえん)などについて、ウェブページをお知らせしています。

P.40
~41

相談(そうだん)するところ①

心配(しんぱい)なこと、知(し)りたいことを相談(そうだん)してください。

仕事(しごと)について相談(そうだん)したいとき

- **ハローワーク**【TEL:近(ちか)くのハローワークに電話(でんわ)してください】

仕事(しごと)を探(さが)している人(ひと)は、[近\(ちか\)くのハローワーク](#)に相談(そうだん)してください。仕事(しごと)は、[ハローワークインターネットサービス](#)で探(さが)すこともできます。電話(でんわ)でもいいです。

子(こ)どもを育(そだ)てている女性(じょせい)の人(ひと)などは、「[マザーズハローワーク](#)」「[マザーズコーナー](#)」を利用(りよう)してください。子(こ)どもと一緒に(いっしょ)に相談(そうだん)に来(く)ることができます。あなたに1人(ひとり)の担当(たんとう)がつかます。仕事(しごと)の相談(そうだん)や紹介(しょうかい)をします。子(こ)どもを育(そだ)てながら、仕事(しごと)をすることをたすけます。ハローワークにきた人(ひと)で生活(せいかつ)や家(いえ)に困(こま)っている人(ひと)は、生活(せいかつ)や家(いえ)のことも相談(そうだん)できます。コロナによって困(こま)った人(ひと)は、いろいろ相談(そうだん)できます。



労働問題(ろうどうもんだい)(仕事(しごと)がなくなりそうで困(こま)っているなど)について相談(そうだん)したいとき

- **特別労働相談窓口(とくべつろうどうそうだんまどぐち)など**
【TEL:近(ちか)くの窓口(まどぐち)に電話(でんわ)してください】

あなたの都道府県(とどうふけん)の労働局(ろうどうきょく)に「[特別労働相談窓口\(とくべつろうどうそうだんまどぐち\)](#)」があります。新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の関係(かんけい)で、仕事(しごと)がなくなりそうになったり、休(やす)みになった分(ぶん)のお金(かね)がもらえなくて困(こま)っているときなどに相談(そうだん)してください。電話(でんわ)でもいいです。内定(ないてい)が取消(とりけ)しになった人(ひと)、まだ入社(にゅうしゃ)できない人(ひと)のため、「[新卒応援\(しんそつおうえん\)ハローワーク](#)」に「[新卒者内定取消等特別相談窓口\(しんそつしゃないていとりけしとうとくべつそうだんまどぐち\)](#)」があります。相談(そうだん)してください。電話(でんわ)でもいいです。



心(こころ)の健康(けんこう)について相談(そうだん)したいとき

- **精神保健福祉(せいしんほけんふくし)センターなど**
【TEL:近(ちか)くのセンターに電話(でんわ)してください】

あなたが心配(しんぱい)していること(たとえば、コロナのことが不安(ふあん)で眠(ねむ)れない、こどもの世話(せわ)でストレスがたまる、など)を相談(そうだん)してください。電話(でんわ)でもいいです。

- **働(はたら)く人(ひと)のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳(みみ)」**

職場(しょくば)のメンタルヘルス(こころの健康(けんこう))のホームページです。メールや電話(でんわ)やSNSで、職場(しょくば)でのあなたの心(こころ)のなやみや体調(たいちょう)を相談(そうだん)できます。



DVや子(こ)そだてのなやみを相談(そうだん)したいとき

- **DV相談(そうだん)ナビ**【TEL:^{はれれば}#8008】、**DV相談(そうだん)+^{つなぐ はやく}(プラス)**【TEL:0120-279-889】

配偶者(はいごうしゃ)などからの暴力(ぼうりょく)(DV)の悩(なや)みについて相談(そうだん)してください。24時間(じかん)、電話(でんわ)・SNS・メールで相談(そうだん)できます。

- **児童相談所(じどうそうだんじょ)・**

児童相談所虐待相談専用(じどうそうだんじょぎゃくたいそうだんせんよう)ダイヤル

【TEL:近(ちか)くの児童相談所(じどうそうだんじょ)か、児童相談所虐待対応(じどうそうだんじょぎゃくたいたいおう)ダイヤル「0120-189-783」に電話(でんわ)してください。】

子育て(こそだて)の悩(なや)み、虐待(ぎゃくたい)などの相談(そうだん)があるひとは、電話(でんわ)で相談(そうだん)してください。



住(す)むところについて相談(そうだん)したいとき

- **住(す)まいの困(こま)りごとを相談(そうだん)するところ:すまこま。**
【TEL:0120-050-593】

今日(きょう)行(い)くところがない、家賃(やちん)がはらえないなどの「住(す)まいの困(こま)ったこと」を相談(そうだん)できます。電話(でんわ)やWEBサイトで相談(そうだん)できます。



相談(そうだん)するところ②

生(い)きるのがつらいとなやむとき

- **よりそいホットライン(電話(でんわ)などで相談(そうだん))**【TEL:0120-279-338】

いろいろな人(ひと)のなやみを聞(き)いて、一緒(いっしょ)に解決(かいけつ)できる方法(ほうほう)をさがします。(相談(そうだん)の例(れい))生活(せいかつ)のなやみ・なやみを聞(き)いてほしい人(ひと)、DV・性暴力(せいぼうりょく)などの相談(そうだん)をしたい人(ひと)、外国語(がいこくご)で相談(そうだん)をしたい人(ひと)など



- **LINE、Twitter、FacebookなどのSNSや電話(でんわ)で相談(そうだん)**

いろいろな人(ひと)の「生(い)きるのがつらいと感(かん)じる」などのなやみの相談(そうだん)をします。



性犯罪(せいはんざい)・性暴力(せいぼうりょく)について相談(そうだん)したいとき

- **性犯罪(せいはんざい)・性暴力(せいぼうりょく)被害者(ひがいしゃ)のためのワンストップ支援(しえん)センター 全国(ぜんこく)おなじ短縮番号(たんしゅくばんごう)**【TEL:#8891(はやくワンストップ)】

ちかくの性犯罪(せいはんざい)・性暴力(せいぼうりょく)被害者(ひがいしゃ)のためのワンストップ支援(しえん)センターに電話(でんわ)できます。性犯罪(せいはんざい)・性暴力(せいぼうりょく)被害(ひがい)の相談(そうだん)ができます。



- **Cure time(キュアタイム)**

性暴力(せいぼうりょく)のなやみを聞(き)きます。あなたの名前(なまえ)を言(い)う必要(ひつよう)はありません。相談(そうだん)をしてください。(相談(そうだん)できるとき:月(げつ)・水(すい)・土曜日(どようび)の17時(じ)から21時(じ))。



差別(さべつ)、偏見(へんけん)、いじめなどについて相談(そうだん)したいとき

- **人権相談(じんけんそうだん)**【TEL:0570-003-110】

法務省(ほうむしょう)の人権擁護機関(じんけんようごきかん)では、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせいしょう)に関連(かんれん)する差別(さべつ)、偏見(へんけん)、いじめなどにあった人(ひと)が相談(そうだん)できます。



外国人(がいこくじん)が新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)で困(こま)って相談(そうだん)したいとき

- **FRESCヘルプデスク**【TEL:0120-76-2029】

FRESC(フレスク)ヘルプデスクは、新(あた)らしいコロナウイルスの影響(えいきょう)で仕事(しごと)がなくなったなど、生活(せいかつ)に困(こま)っている外国人(がいこくじん)の相談(そうだん)を電話(でんわ)で聞(き)きます。あなたを助(たす)けることができる仕組(しくみ)や、在留(ざいりゅう)＜＝日本(にほん)にいること＞のために必要(ひつよう)なことなどを教(おし)えることができます。困(こま)ったことがあるときは、電話(でんわ)をかけてください。18の言葉(ことば)で相談(そうだん)できます。



- **外国人在留総合(がいこくじんざいりゅうそうごう)インフォメーションセンター**

【TEL:0570-013904(IP, 海外(かいがい):03-5796-7112)】

皆様(みなさま)からの入国(にゅうこく)手続(てつづき)や在留(ざいりゅう)手続(てつづき)等(など)に関(かん)する各種(かくしゅ)のお問(と)い合(あ)わせに応(おう)じます。電話(でんわ)や窓口(まどぐち)でのお問(と)い合(あ)わせに日本語(にほんご)だけでなく、外国語(がいこくご)(英語(えいご)、韓国語(かんこくご)、中国語(ちゅうごくご)、スペイン語(ご)等(など))でも対応(たいおう)しています。



どこに相談(そうだん)したらよいか分(わ)からないとき

- **行政相談(ぎょうせいそうだん)の受付(うけつけ)**【TEL:0570-090110】

総務省(そうむしょう)の行政相談(ぎょうせいそうだん)は、行政(ぎょうせい)への意見(いけん)を聞(き)き、それを解決(かいけつ)しようとする仕組(しくみ)です。新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する相談(そうだん)や、どこの行政機関(ぎょうせいきかん)に相談(そうだん)するのかわからない問題(もんだい)の相談(そうだん)ができます。



- **新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する都道府県(とどうふけん)の相談(そうだん)について**

総務省(そうむしょう)は、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)するいろいろな支援(しえん)や相談(そうだん)ができる場所(ところ)など、47個(こ)ある全部(ぜんぶ)の都道府県(とどうふけん)ごとのガイドブックをつくっています。



- **あなたはひとりじゃない**

質問(しつもん)に答(こた)えて、150くらいの支援制度(しえんせいど)や相談(そうだん)できる場所(ところ)の中(なか)から、あなたにあった支援(しえん)を自動応答(じどうおうとう)によるチャットボットでさがすことができます。



緊急小口(きんきゅうこぐち)・総合支援金(そうごうしえんきん)、 (生活費(せいかつひ))

各都道府県社会福祉協議会(かくとどうふけんしゃかいふくしきょうぎかい)が、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、仕事(しごと)が休(やす)みになった人(ひと)や仕事(しごと)がなくなった人(ひと)などが生活(せいかつ)するお金(かね)に困(こま)っているとき、お金(かね)を貸(か)します。
(2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)まで申込(もうしこみ)を受付(うけつけ)ます)

緊急小口資金(きんきゅうこぐちしきん)(主(おも)に、仕事(しごと)が休(やす)みになった人(ひと))

少(すく)ない金額(きんがく)の、生活(せいかつ)するためのお金(かね)を貸(か)します。

対象者(たいしゅうしゃ)	新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、仕事(しごと)が休(やす)みになったので収入(しゅうにゅう)が少(すく)なくなった世帯(せたい) ※新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって収入(しゅうにゅう)が少(すく)なくなったときは、仕事(しごと)が休(やす)みでない人(ひと)も対象(たいしょう)です。
貸(か)すお金(かね)	20万円(まんえん)まで
償還期限(しょうかきげん)	2年(ねん)以内(いない)に返(かえ)してください。(お金(かね)を返(かえ)しはじめるまでの期間(きかん)は1年(ねん)以内(いない)です)
無利子(むりし)	※無利子(むりし)です。保証人(ほしょうにん)はいりません

総合支援資金(そうごうしえんしきん)(主(おも)に、仕事(しごと)がなくなった人(ひと))

生活(せいかつ)ができるようになるまで、生活(せいかつ)するためのお金(かね)を貸(か)します。

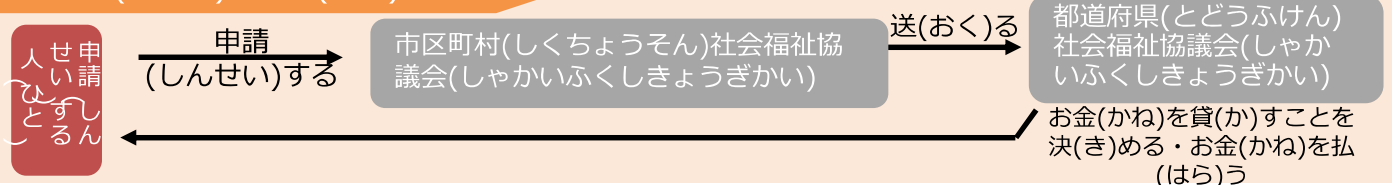
対象者(たいしゅうしゃ)	新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、収入(しゅうにゅう)が少(すく)なくなったり、仕事(しごと)がなくなったりした世帯(せたい) ※新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって収入(しゅうにゅう)が少(すく)なくなったときは、仕事(しごと)がなくなっていない人(ひと)も対象(たいしょう)です。
貸(か)すお金(かね)	(2人(ふたり)以上(いじょう)の世帯(せたい))は、月(つき)20万円(まんえん)まで (1人(ひとり)の世帯(せたい))は、月(つき)15万円(まんえん)まで
償還期限(しょうかきげん)	(貸(か)す期間(きかん)：3か月(げつ)以内(いない) 10年(ねん)以内(いない)に返(かえ)してください。(お金(かね)を返(かえ)しはじめるまでの期間(きかん)は1年(ねん)以内(いない)です)
無利子(むりし)	※無利子(むりし)です。保証人(ほしょうにん)はいりません。

※1 この特例(とくれい)では、お金(かね)を返(かえ)すときに、まだ収入(しゅうにゅう)が減(へ)ったままのとき、住民税非課税世帯(じゅうみんぜいひかぜい)のお金(かね)を返(かえ)すことを免除(めんじょ)することができます。(緊急小口資金(きんきゅうこぐちしきん)は、2021年度(ねんど)または2022年度(ねんど)の住民税非課税(じゅうみんぜいひかぜい)を確認(かくにん)し一括免除(いっかつめんじょ)をします。総合支援資金(そうごうしえんしきん)は、①はじめて貸(か)した分(ぶん)は緊急小口資金(きんきゅうこぐちしきん)とおなじで2021年度(ねんど)または2022年度(ねんど)の住民税非課税(じゅうみんぜいひかぜい)を確認(かくにん)します。②延長(えんちょう)して貸(か)した分(ぶん)は2023年度(ねんど)の住民税非課税(じゅうみんぜいひかぜい)を確認(かくにん)します。③また貸(か)した分(ぶん)は2024年度(ねんど)の住民税非課税(じゅうみんぜいひかぜい)を確認(かくにん)します。そのあと、それぞれ一括免除(いっかつめんじょ)をします。住民税非課税世帯(じゅうみんぜいひかぜい)を確認(かくにん)する対象(たいしょう)は、お金(かね)を借りている人(ひと)および世帯主(せたいぬし)です。)

※2 総合支援資金(そうごうしえんしきん)は、はじめて申請(しんせい)するとき、申請(しんせい)のときにお金(かね)を返(かえ)しはじめるまでに自立相談支援機関(じりつそうだんしえんきかん)からの支援(しえん)を受(う)けることに同意(どうい)するなら、お金(かね)を貸(か)します。

※3 2022年(ねん)12月(がつ)31日(にち)までに返(かえ)すときが来(く)る貸(か)したお金(かね)は、返(かえ)しはじめるときを2023年(ねん)1月(がつ)まで延(の)ばします。

手続(てつづ)きの流(なが)れ



- 聞(き)きたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)コールセンターに電話(でんわ)してください。0120-46-1999 ※ 平日(へいじつ)9:00から17:00
- 生活支援特設(せいかつしえんとくせつ)ホームページ(特例貸付(とくれいかしつけ))は右(みぎ)のQRコードから見(み)てください。
- 申込(もうしこみ)は住(す)んでいる市区町村社会福祉協議会(しくちょうそんしゃかいふくしきょうぎかい)に電話(でんわ)してください。※ 郵送(ゆうそう)もできます。

※ 都道府県(とどうふけん)のHPに書(か)いてあります。右(みぎ)のQRコードから見(み)たり、インターネットで調(しら)べてください。



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう) 生活困窮者自立支援金(せいかつこんきゅうしゃじりつしえんきん)

緊急小口資金(きんきゅうこぐちしきん)などの特例(とくれい)の貸付(かじつけ) <= お金(かね)を貸(か)すこと > について、総合支援資金(そうごうしえんしきん)の再貸付(さいかじつけ) <= また貸(か)すこと > が終(お)わった世帯(せたい)や、再貸付(さいかじつけ)が認(みと)められなかった世帯(せたい)に「新型(しんがた)コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(かんせんしょうせいかつこんきゅうしゃじりつしえんきん)」を支給(しきゅう) <= 国(くに)がお金(かね)を払(はら)う > します。

■ 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)

■ 生活困窮者自立支援金(せいかつこんきゅうしゃじりつしえんきん)

対象者 緊急小口資金(きんきゅうこぐちしきん)の特例貸付(とくれいかじつけ)を利用(りよう)できない世帯(せたい)(※)で、次(つぎ)の条件(じょうけん)をみたすもの(たいしょうしゃ)

(※)

- ・総合支援資金(そうごうしえんしきん)の再貸付(さいかじつけ)を借(か)り終(お)わった世帯(せたい)/2022年(ねん)3月(がつ)までに借(か)り終(お)わる世帯(せたい)
- ・総合支援資金(そうごうしえんしきん)の再貸付(さいかじつけ)が認(みと)められなかった世帯(せたい)
- ・総合支援資金(そうごうしえんしきん)の再貸付(さいかじつけ)の相談(そうだん)をしたけれど、申(もう)しこみまでいかなかった世帯(せたい)

(2022年(ねん)1月(がつ)からは、上(うえ)に書(か)いてある世帯(せたい)以外(いがい)で、総合支援資金(そうごうしえんしきん)のはじめての貸付(かじつけ)を借(か)り終(お)わった世帯(せたい)/2022年(ねん)3月(がつ)までに借(か)り終(お)わる世帯(せたい)も対象(たいしょう)です)

(1) 収入(しゅうにゅう)条件(じょうけん)

収入(しゅうにゅう)が①②の合計金額(ごうけいしんがく)より少(すく)くないこと(月額(げつがく))
①市町村民税(しちょうそんみんぜい)均等割非課税額(きんとうわりひかぜいがく)の1/12
②生活保護(せいかつほご)の住宅扶助基準額(じゅうたくふじょきじゅんがく)

(2) 資産(しさん)条件(じょうけん)

預貯金(よちよきん)が①の6倍(ばい)より少(すく)くない(そして100万円(まんえん)より少(すく)くない)

(3) 仕事(しごと)を探(さが)しているなどの条件(じょうけん)

次(つぎ)のひとつの条件(じょうけん)をみたすこと

- ・ハローワーク、または自治体(じちたい)がおこなっている無料(むりよう)で仕事(しごと)を探(さが)すことができる場所に、求職(きゅうしょく)の申込(もうしこみ)をしていて、まじめに探(さが)していること
- ・仕事(しごと)をして生活(せいかつ)することが難(むずか)しく、この給付(きゅうふ)が終(お)わったあと、生活(せいかつ)が難(むずか)しいとき、生活保護(せいかつほご)を申請(しんせい)すること

支給額

(しきゅうがく)(月額(げつがく))

1人世帯(ひとりせたい) : 6万円(まんえん)、2人世帯(ふたりせたい) : 8万円(まんえん)、
3人以上世帯(さんいんにいじょうせたい) : 10万円(まんえん)

※ 住居確保給付金(じゅうきょくほまきゅうふきん)、ひとり親世帯臨時特別給付金(おやせたいりんじとくべつきゅうふきん)、低所得子育て(ていしょとくこそだ)て世帯生活支援特別給付金(せたいせいかつしえんとくべつきゅうふきん)と一緒に(いっしょ)に支給(しきゅう)ができます。

支給期間

(しきゅうきかん)

申請(しんせい)した月(つき)から3か月(げつ)

(※新型(しんがた)コロナウイルス生活困窮者(せいかつこんきゅうしゃ)自立支援金(じりつしえんきん)の支給(しきゅう)が終(お)わった人(ひと)は、3か月(げつ)の間(あいだ)の再支給(さいしきゅう)を受けることができます。

(申請受付(しんせいうけつけ)は2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)まで)

申請方法

(しんせいほうほう)

申請(しんせい)については、あなたが住(す)んでいる自治体(じちたい)のホームページなどを見(み)てください。



- 聞(き)きたいことがある人(ひと)は下(した)のコールセンターに電話(でんわ)してください。
0120-46-8030 ※ 平日(へいじつ)9:00から17:00
- 生活支援特設(せいかつしえんとくせつ)ホームページは、[こちら](#)から見(み)ることができます。



子育て(こそだ)て世帯(せたい)に特別給付(とくべつきゅうふ)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、いろいろな人(ひと)が困(こま)っています。日本(にほん)にいる子(こ)どもたちを支援(しえん)します。子(こ)どもたちの未来(みらい)のため、一定(いってい)の条件(じょうけん)をみたす子育て(こそだ)て世帯(せたい)に子(こ)ども1人(ひとり)に10万円(まんえん)を支給(しきゅう)します。

対象(たいしょう)

子(こ)どもを育(そだ)てている人(ひと)の1年間(ねんかん)の収入(しゅうにゅう)が960万円以上(まんえんいじょう)(注(ちゅう)1)の世帯(せたい)をのぞき、0才(さい)から高校(こうこう)3年生(ねんせい)までの子(こ)どもたち(注(ちゅう)2)

(注(ちゅう)1) 扶養親族(ふようしんぞく)などが子(こ)ども2人(ふたり)と1年間(ねんかん)の収入(しゅうにゅう)103万円(まんえん)より少(すく)ない配偶者(はいごうしゃ)のとき。

(注(ちゅう)2) 2003年(ねん)4月(がつ)2日(ふつか)から2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までに生(う)まれた子(こ)ども。

支給内容(しきゅうないよう)

子(こ)ども1人(ひとり)に10万円相当(まんえんそうとう)

	5万円(まんえん)を先(さき)に給付(きゅうふ)	追加(ついか)の5万円(まんえん)の給付(きゅうふ)
内容(ないよう)	・子(こ)ども1人(ひとり)に5万円(まんえん)のお金(かね)をはやく支給(しきゅう)する。	自治体(じちたい)によって、 ・先(さき)に給付(きゅうふ)した5万円(まんえん)と追加(ついか)の5万円(まんえん)のクーポンの給付(きゅうふ)、 ・先(さき)に給付(きゅうふ)した5万円(まんえん)と追加(ついか)の5万円(まんえん)の給付(きゅうふ)の組(く)みあわせのほか、 ・2022年(ねん)に先(さき)に給付(きゅうふ)するときに、10万円(まんえん)のお金(かね)を一度(いちど)で給付(きゅうふ)するときがある。
給付時期(きゅうふじき)	・中学生(ちゅうがくせい)より下(した)の子(こ)どもは、2022年(ねん)の給付(きゅうふ)を目標(もくひょう)にする。高校生(こうこうせい)にもできるかぎりはやく支給(しきゅう)をはじめめる。	・市区町村(しくちょうそん)ごとに用意(ようい)できたとき、給付(きゅうふ)。
実施(じっし)するところ	・市町村(しちょうそん)(特別区(とくべつく))をふくむ	



- 給付金(きゅうふきん)の手続(てつづ)きは[内閣府ホームページ](#)を見(み)てください。
- 聞(き)きたいことがある人(ひと)は、電話(でんわ)してください。

0120-526-145

受付時間(うけつけじかん) : 9 : 00から20 : 00

(土日祝(どにちしゆく)をふくむ、12/29から1/3は休(やす)み)



住民税非課税(じゅうみんぜいひかぜい)世帯(せたい)などに 臨時特別給付金(りんじとくべつきゅうふきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)が長(なが)く続(つづ)いています。いろいろな問題(もんだい)で生活(せいかつ)に困(こま)っている世帯(せたい)に、生活(せいかつ)の支援(しえん)をするため、住民税非課税世帯(じゅうみんぜいひかぜいせたい)などに、1世帯(せたい)に10万円(まんえん)を支給(しきゅう)します。

■ 対象(たいしょう)

- ① 世帯(せたい)の全員(ぜんいん)の2021年度(ねんど)の住民税均等割(じゅうみんぜいきんとうわり)が非課税(ひかぜい)の世帯(せたい)
※住民税(じゅうみんぜい)の課税(かぜい)がある人(ひと)の扶養親族(ふようしんぞく)などだけの世帯(せたい)をのぞく
- ② ①のほか、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、家計(かけい) <= 家族(かぞく)の収入(しゅうにゅう)と支出(ししゅつ) > が急(きゅう)に変(か)わり、①の世帯(せたい)と同(おな)じと認(み)められる世帯(せたい)(家計急変世帯(かけいきゅうへんせたい))。

■ 支給額(しきゅうがく)

1世帯(せたい)に10万円(まんえん)

■ 給付金時期(きゅうふきんじき)

市区町村(しくちょうそん)で用意(ようい)ができたとき、給付(きゅうふ)します。

■ 実施(じっし)するところ

市町村(しちょうそん)(特別区(とくべつく))をふくみます)



- 給付金(きゅうふきん)の手続(てつづ)きは[内閣府ホームページ](#)を見(み)てください。
- 聞(き)きたいことがある人(ひと)は、電話(でんわ)してください。

0120-526-145

受付時間(うけつけじかん) : 9 : 00から20 : 00

(土日祝(どにちしゅく)をふくむ、12/29から1/3は休(やす)み)



学生(がくせい)などに学習(がくしゅう)を続(つづ)けるための 緊急給付金(きんきゅうきゅうふきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、困(こま)っている学生(がくせい)などが学習(がくしゅう)を続(つづ)けるために、一定(いってい)の条件(じょうけん)をみたす学生(がくせい)などに、10万円(まんえん)を支給(しきゅう)します。

対象学生(たいしょうがくせい)

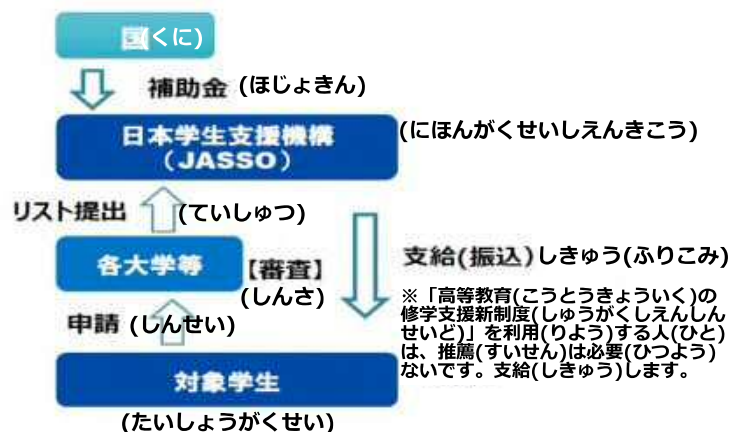
国公立大学(こっこうしりつだいがく)(大学院(だいがくいん)をふくむ)・短大(たんだい)・高専(こうせん)・専修学校専門課程(せんしゅうがっこうせんもんかてい)法務省(ほうむしょう)が指定(してい)した日本語教育機関(にほんごきょういくきかん)の学生(がくせい)※留学生(りゅうがくせい)をふくむ

支援対象(しえんたいしょう)の学生(がくせい)の条件(じょうけん)

- ① 「高等教育(こうとうきょういく)の修学支援新制度(しゅうがくしえんしんせいど)(給付型奨学金(きゅうふがたしょうがくきん))」を利用(りよう)している人(ひと)(申請(しんせい)は必要(ひつよう)ないです)
- ② 上(うえ)の①のほか、次(つぎ)の条件(じょうけん)をみたすことを、大学(だいがく)などが推薦(すいせん)⇐適(てき)していることを他人(たにん)にすすめること>する人(ひと)
 - ・学校(がっこう)の寮(りょう)などの自宅(じたく)ではないところで生活(せいかつ)をしていること
 - ・家庭(かてい)からたくさんのお金(かね)を送(おく)ってもらっていないこと
 - ・家庭(かてい)の収入(しゅうにゅう)が少(すく)なくなると、家庭(かてい)から次(つぎ)の支援(しえん)が期待(きたい)できないこと
 - ・新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、アルバイトの収入(しゅうにゅう)が少(すく)なくなっていること
 - ・第一種奨学金(だいいっしゅしょうがくきん)(利子(りし)のない奨学金(しょうがくきん))などの制度(せいど)を利用(りよう)していること、または利用(りよう)を予定(よてい)していること
- ③ 上(うえ)の②の条件(じょうけん)を考(かんが)えたあと、経済的(けいざいてき)理由(りゆう)によって大学(だいがく)などで勉強(べんきょう)を続(つづ)けることができないと大学(だいがく)などが、支援(しえん)の必要(ひつよう)を認(みと)め推薦(すいせん)する人(ひと)

支給額(しきゅうがく) 支給(しきゅう)の方法(ほうほう)

10万円(まんえん)



● 給付金(きゅうふきん)の手続(てつづ)きは[文部科学省ホームページ](#)を見(み)てください。

● くわしくは、あなたが通(かよ)っている大学(だいがく)などに聞(き)いてください。



事業復活支援金(じぎょうふっかつしえんきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、困(こま)っている中堅(ちゅうけん)※・中小(ちゅうしょう)※・小規模事業者(しょうきぼじぎょうしゃ)※、フリーランスの個人事業者(こじんじぎょうしゃ)に、2022年(ねん)3月(がつ)までの予定(よてい)をたてることのできるよう、固定費(こていひ)の支援(しえん)を、5か月分(げつぶん)の売上(うりあげ)が少(すく)なくなった金額(きんがく)をもとに計算(けいさん)した金額(きんがく)を給付(きゅうふ)します。

※<=大(おお)きな会社(かいしゃ)ではない会社(かいしゃ)のことで、資本金(しほんきん)で区別(くべつ)します>



対象者(たいしょうしゃ)

下(した)の①と②をみたす中堅(ちゅうけん)・中小(ちゅうしょう)の会社(かいしゃ)、個人事業主(こじんじぎょうぬし)など

- ① 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)がひろがることや長(なが)く続(つづ)くことによって需要(じゅよう)が少(すく)なくなっている
または、供給(きょうきゅう)の制限(せいげん)によって大(おお)きく変(か)わった
- ② ①のため、対象(たいしょう)の月(つき)の売上(うりあげ)が基準(きじゅん)の期間(きかん)の同(おな)じ月(つき)とくらべて50%以上(いじょう)、または30%以上(いじょう)50%より少(すく)なく売上(うりあげ)がへっていること



給付額(きゅうふがく)

$(\text{基準期間(きじゅんきかん)} \times 1 \text{ の売上(うりあげ)}) - (\text{対象月(たいしょうづき)} \times 2 \text{ の売上(うりあげ)}) \times 5$

- ※1 「2018年(ねん)11月(がつ)から2019年(ねん)3月(がつ)」「2019年(ねん)11月(がつ)から2020年(ねん)3月(がつ)」「2020年(ねん)11月(がつ)から2021年(ねん)3月(がつ)」の期間(きかん)(対象月(たいしょうづき)をきめるため、売上(うりあげ)をくらべることに使(つか)った月(つき)(基準月(きじゅんづき))をふくむ期間(きかん)であること)
- ※2 2021年(ねん)11月(がつ)から2022年(ねん)3月(がつ)のいずれかの月(つき)(基準期間(きじゅんきかん)と同(おな)じ月(つき)とくらべて売上(うりあげ)が50%以上(いじょう)、または30%以上(いじょう)50%より少(すく)なくへった月(つき))



上限額(じょうげんがく)

売上(うりあげ)少(すく)なくなった%	個人事業主(こじんじぎょうぬし)	法人(ほうじん)<=会社(かいしゃ)、企業(きぎょう)など>		
		年間売上(ねんかんうりあげ)※1億円(おくえん)かそれより少(すく)ない	年間売上(ねんかんうりあげ)※1億円(おくえん)より多(おほ)く、5億円(おくえん)まで	年間売上(ねんかんうりあげ)※5億円(おくえん)より多(おほ)い
▲50%以上(いじょう)	50万円(まんえん)	100万円(まんえん)	150万円(まんえん)	250万円(まんえん)
▲30%から50%	30万円(まんえん)	60万円(まんえん)	90万円(まんえん)	150万円(まんえん)

※基準月(きじゅんづき)(2018年(ねん)11月(がつ)から2021年(ねん)3月(がつ)のあいだで売上(うりあげ)をくらべることに使(つか)った月(つき))をふくむ事業年度(じぎょうねんど)<=決算(けっさん)のための一定期間(いっていきかん)>の1年間(ねんかん)の売上(うりあげ)



申請期間(しんせいきかん)

2022年(ねん)1月(がつ)31日(にち)から2022年(ねん)5月(がつ)31日(にち)



- 給付金(きゅうふきん)の手続(てつづ)きは [事業復活支援金\(じぎょうふっかつしえんきん\)サイト](#)を見(み)てください。
- 【申請者(しんせいしゃ)が電話(でんわ)してください】
0120-789-140 (※IP電話(でんわ)から: 03-6834-7593)
(受付時間(うけつけじかん):土日祝日(どにちしゆくじつ)をふくむ 8:30から19:00)



日本政策金融公庫(にほんせいさくきんゆうこうこ)と沖縄公庫(おきなわこうこ)などによる新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)特別貸付(とくべつかしつけ)など

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって困(こま)っているフリーランスや個人事業主(こじんじぎょうぬし)に、お金(かね)を貸(か)します。

「新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)特別貸付(とくべつかしつけ)」と「特別利子補給制度(とくべつりしほきゅうせいど)」をいっしょに使(つか)うことで無利子(むりし)となり、お金(かね)の支援(しえん)をします。

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)特別貸付(とくべつかしつけ)

- ▶ 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、少(すこ)しの間(あいだ)ぎょうせきが悪(わる)く(最近(さいきん)1ヶ月(かげつ)の売上(うりあげ)または過去(かこ)6ヶ月(かげつ)(最近(さいきん)1ヵ月(かげつ)をふくむ)の平均(へいきん)の売上(うりあげ)が前(まえ)の4年(ねん)の同(おな)じ月(つき)とくらべて5%以上(いじょう)少(すく)くなったなど)なった事業者(じぎょうしゃ)(事業性(じぎょうせい)のあるフリーランスをふくむ)に、みんな同(おな)じ金利(きんり)とし、貸(か)したあとの3年間(ねんかん)まで0.9%の金利(きんり)引(ひ)き下げをします。

※個人事業主(こじんじぎょうぬし)(事業性(じぎょうせい)のあるフリーランスをふくみ、小規模(しょうきぼ)にかぎる)は、影響(えいきょう)の定性的(ていせい)な説明(せつめい)でもいいです。

資金(しきん)の使(つか)いみち | 運転資金(うんてんしきん)、設備資金(せつびしきん)

※新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって必要(ひつよう)となる資金(しきん)にかぎる

担保(たんぼ) | 無担保(むたんぼ)

貸付期間(かしつけきかん) | 設備(せつび)20年(ねん)以内(いない)、運転(うんてん)15年(ねん)以内(いない)

うち据置期間(すえおききかん) | 5年(ねん)以内(いない)

融資限度額(ゆうしげんどがく)(別枠(べつわく)) | 中小事業(ちゅうしょうきぎょう)・商工中金(しょうこうちゅうきん)6億円(おくえん)

国民事業(こくみんじぎょう)8,000万円(まんえん)

金利(きんり) | 当初(とうしょ)3年間(ねんかん)基準金利(きじゅんきんり)▲0.9%、4年目(ねんめ)以降(いこう)基準金利(きじゅんきんり)(利下(りさ)げ限度額(げんどがく)) : 中小事業(ちゅうしょうきぎょう)・商工中金(しょうこうちゅうきん)3億円(おくえん) 国民事業(こくみんじぎょう)6,000万円(まんえん)

● 平日(へいじつ)の相談(そうだん)

日本公庫事業資金相談(にほんこうこじぎょうしきんそうだん)ダイヤル : 0120-154-505

商工中金相談窓口(しょうこうちゅうきんそうだんまどぐち) : 0120-542-711

沖縄公庫事業資金相談(おきなわこうこじぎょうしきんそうだん)ダイヤル : 0120-981-827

● 土曜日(どようび)の相談(そうだん)

日本公庫(にほんこうこ) : 0120-112476(国民生活事業(こくみんせいかつじぎょう))、0120-327-790(中小企業事業(ちゅうしょうきぎょうじぎょう))

沖縄公庫(おきなわこうこ) : 0120-981-827 商工中金相談窓口(しょうこうちゅうきんそうだんまどぐち) : 0120-542-711

● そのほか資金繰(しきんぐ)りなどに関(かん)するご相談(そうだん)

中小企業金融相談窓口(ちゅうしょうきぎょうきんゆうそうだんまどぐち) :

0570-783-183(平日(へいじつ)9:00から17:00)

特別利子補給制度(とくべつりしほきゅうせいど)

- ▶ 日本政策金融公庫(にほんせいさくきんゆうこうこ)などの「新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)特別貸付(とくべつかしつけ)」により借入(かりいれ)を行(おこな)った個人事業主(こじんじぎょうぬし)(事業性(じぎょうせい)のあるフリーランスをふくむ)などに、利子補給(りしほきゅう)を行(おこな)うことで資金繰(しきんぐ)りをたすけます。

利子補給期間(りしほきゅうきかん) | 借入後(かりいれご)はじめの3年間(ねんかん)

利子補給対象上限(りしほきゅうたいしょうじょうげん) | 中小事業(ちゅうしょうきぎょう)・商工中金(しょうこうちゅうきん)3億円(おくえん)、国民事業(こくみんじぎょう)6,000万円(まんえん)

- (独(どくり)つぎょうせいほうじん)中小企業基盤整備機構(ちゅうしょうきぎょうきばんせいびきこう)新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)特別利子補給制度事務局(とくべつりしほきゅうせいどじむきやく)

0570-060515(平日(へいじつ)・休日(きゅうじつ)9:00から19:00)

社会保険料(しゃかいほけんりょう)などの猶予(ゆうよ)①

厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などの猶予制度(ゆうよせいど)

納付猶予特例(のうふゆうよとくれい)を受(う)けていた事業主(じぎょうぬし)など、納付猶予特例(のうふゆうよとくれい)が終(お)わったあとも、厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などを払(はら)うことが難(むずか)しいときは、猶予制度(ゆうよせいど) <= 支払(しはら)いをまってもらえる >が可能(かのう)となる場合があります。

※ 納付猶予特例(のうふゆうよとくれい)は、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、事業(じぎょう)などに関係(かんけい)する収入(しゅうにゅう)がかなりへったときに、無担保(むたんぼ)・延滞金(えんたいきん)なしで、1年間(ねんかん)支払(しはら)いをまってもらえます。(2020年(ねん)1月分(がつぶん)から2020年(ねん)12月分(がつぶん)までの厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などが対象(たいしょう)です)

聞(き)きたいことがある人(ひと)は近(ちか)くの年金事務所(ねんきんじむしょ)に相談(そうだん)してください。

※ 健康保険料(けんこうほけんりょう)について聞(き)きたいとき、協会(きょうかい)けんぽに入(はい)っている人(ひと)は、年金事務所(ねんきんじむしょ)に聞(き)いてください。健康保険組合(けんこうほけんくみあい)に入(はい)っている人(ひと)は、健康保険組合(けんこうほけんくみあい)に聞(き)いてください。

厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などの猶予制度(ゆうよせいど)を受(う)けたとき

- 猶予(ゆうよ)を受(う)けている間(あいだ)に分割(ぶんかつ)して支払(しはら)いができます。
- 猶予(ゆうよ)を受(う)けている間(あいだ)は、延滞金(えんたいきん)が年(ねん) 8.7%から 0.9%になります。

※2022年(ねん)1月(がつ)1日(にち)から、上(うえ)の割合(わりあい)になっています。

- 財産(ざいさん)の差押(さしおさえ)や売却(ばいきやく)を待(ま)ってもらえます。

猶予(ゆうよ)を受(う)けることができる期間(きかん)は、

- 1年以内(ねんいない)です。
- 1年(ねん)の猶予(ゆうよ)を受(う)けている間(あいだ)での支払(しはら)いが難(むずか)しいときは、事業(じぎょう)の状況(じょうきょう)を確認(かくにん)したあと、1年(ねん)をこえて分割(ぶんかつ)の支払(しはら)いが認(みと)められることがあります。
- 担保(たんぼ)の提供(ていきょう)は必要(ひつよう)ありません。(提供(ていきょう)できるとはつきりわかるときは必要(ひつよう)です)

※ 労働保険料(ろうどうほけんりょう)も、おなじ仕組(しく)みです。(猶予制度(ゆうよせいど)を受(う)けたとき、延滞金(えんたいきん)は免除(めんじょ)です) 聞(き)きたいことがある人(ひと)は、都道府県労働局(とどうふけんろうどうきょく)に聞(き)いてください。

※ 国税(こくぜい)、地方税(ちほうぜい)または労働保険料(ろうどうほけんりょう)などに猶予(ゆうよ)の申請(しんせい)をしているとき、そのときの申請書(しんせいしょ)や財産(ざいさん)の状況(じょうきょう)がわかる書類(しょるい)などのコピーを一緒(いっしょ)につけるなら、簡単(かんたん)に申請(しんせい)できます。

● お問合せ(といあわ)せ先(さき)

最寄(もよ)りの年金事務所(ねんきんじむしょ)(下(した)のURLもしくは右(みぎ)のQRコード)

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



社会保険料(しゃかいほけんりょう)などの猶予(ゆうよ)②

■ 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)、国民年金(こくみんねんきん)、後期高齢者医療制度(こうきこうれいしゃいりょうせいど)および介護保険(かいごほけん)の保険料(ほけんりょう)(税(ぜい))を減(へ)らすことや免除(めんじょ)することなど

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、収入(しゅうゆう)がへった人(ひと)は、国民健康保険(こくみんけんこうほけん)、国民年金(こくみんねんきん)、後期高齢者医療制度(こうきこうれいしゃいりょうせいど)、また介護保険(かいごほけん)の保険料(ほけんりょう)(税(ぜい))の支援(しえん)があります。あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)、年金事務所(ねんきんじむしょ)、国民健康保険組合(こくみんけんこうほけんくみあい)にきいてください。

i ● 聞(き)きたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください

- 国民健康保険料(こくみんけんこうほけんりょう)(税(ぜい))について
⇒あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)の国民健康保険担当課(こくみんけんこうほけんたんとうか) (国民健康保険組合(こくみんけんこうほけんくみあい)に入(はい)っている人(ひと))は、その組合(くみあい)に相談(そうだん)してください
- 後期高齢者医療制度(こうきこうれいしゃいりょうせいど)の保険料(ほけんりょう)について
⇒あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)の後期高齢者医療担当課(こうきこうれいしゃいりょうたんとうか)
- 介護保険料(かいごほけんりょう)について
⇒あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)の介護保険担当課(かいごほけんたんとうか)
- 国民年金保険料(こくみんねんきんほけんりょう)について
⇒あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)の国民年金担当課(こくみんねんきんたんとうか)、年金事務所(ねんきんじむしょ)

■ 国民年金保険料免除(こくみんねんきんほけんりょうめんじょ)の特例(とくれい)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、収入(しゅうにゅう)がへってしまった人(ひと)は、国民年金保険料免除(こくみんねんきんほけんりょうめんじょ)ができます。

【対象者(たいしょうしゃ)】 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、2020年(ねん)2月(がつ)以降(いこう)に収入(しゅうにゅう)が少(すく)くなって、所得(しょとく)がかなりさがった人(ひと)

【内容(ないよう)】 個人(こじん)が支払(しはら)う国民年金保険料(こくみんねんきんほけんりょう)の全部(ぜんぶ)か一部(いちぶ)の免除(めんじょ)や延長(えんちよう)。

【申請方法(しんせいほうほう)】 申請書類(しんせいしゅるい)を市区町村(しくちょうそん)の国民年金(こくみんねんきん)担当窓口(たんとうまどぐち)に提出(ていしゅつ)
※申請書類(しんせいしゅるい)は、日本年金機構(にほんねんきんきこう)のホームページからダウンロードができます。
※新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)のよぼうのため、郵便(ゆうびん)もつかってください。

【受付開始(うけつけかいし)】 2020年(ねん)5月(がつ)1日(ついたち)

i ● 聞(き)きたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください

- ・日本年金機構(にほんねんきんきこう)「ねんきん加入者(かにゅうしゃ)ダイヤル」を利用(りよう)してください
TEL : 0570-003-004 ※050から始(はじ)まる電話(でんわ)でかけるときは、03-6630-2525
- ・あなたが住(す)んでいる市町村(しちょうそん)の国民年金担当課(こくみんねんきんたんとうか)か、年金事務所(ねんきんじむしょ)を利用(りよう)してください。

社会保険料(しゃかいほけんりょう)などの猶予(ゆうよ)③



国税(こくぜい)の支払(しはら)いを猶予(ゆうよ)します

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、国税(こくぜい)を払(はら)うことができないときは、税務署(ぜいむしょ)に申請(しんせい)してください。「換価(かんか)の猶予(ゆうよ)」<=売却(ばいきゃく)を待(ま)ってもらえること>が認(みと)められることがあります。また、下(した)に書(か)いてある個別(こべつ)の事情(じじょう)があるときは、「納税(のうぜい)の猶予(ゆうよ)」<=税金(ぜいきん)の支払(しはら)いを先(さき)に延(の)ばすこと>が認(みと)められることがあります。猶予(ゆうよ)の相談(そうだん)などは、「住(す)んでいるところの税務署(ぜいむしょ)の徴収担当(ちょうしゅうたんとう)」に電話(でんわ)をしてください。

【個別(こべつ)の事情(じじょう)の例(れい)】

- ①災害(さいがい)によって財産(ざいさん)が、かなりへってしまった
- ②本人(ほんにん)または家族(かぞく)が病氣(びょうき)になった
- ③事業(じぎょう)をやめた、または休(やす)みにした ④事業(じぎょう)にかなり損失(そんしつ)があった

猶予(ゆうよ)が認(みと)められたとき

◆1年間(ねんかん)まってもらえます。

(状況(じょうきょう)によってさらに1年間(ねんかん)まってもらえることがあります。)

◆猶予(ゆうよ)の間(あいだ)の延滞税(えんたいぜい)がへったり(注(ちゅう))または免除(めんじょ)となります。

(注(中)) 年(ねん)8.8% → へったあと 年(ねん)1.0% (2021年中(ねんちゅう)の割合(わりあい))

年(ねん)8.7% → へったあと 年(ねん)0.9% (2022年中(ねんちゅう)の割合(わりあい))

◆財産(ざいさん)のさしおさえや売却(ばいきゃく)をまってもらえます。

【リーフレットは[ここ](#)】



●聞(き)きたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください

国税庁(こくぜいちょう)(URL、右(みぎ)のQRコード)

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



地方税(ちほうぜい)の支払(しはら)いを猶予(ゆうよ)します

1. 支払(しはら)いの猶予(ゆうよ)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に納税者(のうぜいしゃ)(家族(かぞく)をふくむ。)がなったとき猶予制度(ゆうよせいど)が認(みと)められることがあります。また、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関連(かんれん)するなどで、次(つぎ)のようなケースのときは、猶予制度(ゆうよせいど)が認(みと)められることがあります。

【個別(こべつ)の事情(じじょう)の例(れい)】

- ①災害(さいがい)によって財産(ざいさん)にかなり損失(そんしつ)があった
- ②本人(ほんにん)または家族(かぞく)が病氣(びょうき)になった
- ③事業(じぎょう)をやめた、または休(やす)みにした
- ④事業(じぎょう)にかなり損失(そんしつ)があった

2. 申請(しんせい)による売却(ばいきゃく)の猶予(ゆうよ)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、地方税(ちほうぜい)を払(はら)うことができないときは、申請(しんせい)することで売却(ばいきゃく)をまってもらえることがあります。



●聞(き)きたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください

あなたが住(す)んでいる都道府県(とどうふけん)・市区町村(しくちょうそん)に相談(そうだん)してください。

社会保険料(しゃかいほけんりょう)などの猶予(ゆうよ)④

■ ■ ■ 電気(でんき)・ガス・電話料金(でんわりょうきん)・NHK受信料(じゅしんりょう)など料金(りょうきん)の支払猶予(しはらいゆうよ)など

個人(こじん)、企業(きぎょう)が、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、電気(でんき)・ガス・電話料金(でんわりょうきん)・NHK受信料(じゅしんりょう)(※1)などの料金(りょうきん)を支払(しはら)うことが難(むずか)しいとき、電気(でんき)・ガスの停止(ていし)を先(さき)に延(の)ばすなど、支払(しはら)いの猶予(ゆうよ) <=待(ま)ってもらふこと> について対応(たいおう)していただけるよう事業者(じぎょうしゃ)にお願い(ねが)いしています(※)。

(※)水道(すいどう)・下水道(げすいどう)、および公営住宅(こうえいじゅうたく)の家賃(やちん)を支払(しはら)うことができないとき、支払(しはら)いの猶予(ゆうよ)などをすることを、国(くに)が、事業者(じぎょうしゃ)へお願い(ねが)いしています。

i ●聞(き)きたいことがある人(ひと)は相談(そうだん)してください

電気(でんき)・ガス・電話料金(でんわりょうきん)・NHK受信料(じゅしんりょう)の支払(しはら)いに困(こま)っているひとは、契約(けいやく)している事業者(じぎょうしゃ)に相談(そうだん)してください。

電気料金(でんきりょうきん)の事業者(じぎょうしゃ)(これから対応予定(たいおうよてい)の事業者(じぎょうしゃ)をふくんでいます)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

ガス料金(りょうきん)の事業者(じぎょうしゃ)(これから対応予定(たいおうよてい)の事業者(じぎょうしゃ)をふくんでいます)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

NHK受信料(じゅしんりょう)に関(かん)する相談(そうだん)窓口(まどぐち)

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)などの 標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)の特例改定(とくれいかいてい)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって**仕事(しごと)が休(やす)みになり、2021年(ねん)4月(がつ)から2022年(ねん)3月(がつ)までの間(あいだ)に給料(きゅうりょう)がとてもへった人(ひと)**は、一定(いつてい)の条件(じょうけん)に該当(がいとう)するとき、事業主(じぎょうぬし)の届出(とどけ)によって、健康保険(けんこうほけん)・厚生年金保険料(こうせいねんきんほけんりょう)の標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)を、**とくべつに翌月(よくげつ)から改定(かいてい)**できます。また、**すでにとくべつに改定(かいてい)を受(う)けた人(ひと)**で、一定(いつてい)の条件(じょうけん)に該当(がいとう)するときは、**2021年(ねん)9月(がつ)の定時決定(ていじけつてい)をとくべつに変(か)えることができます。**

【対象(たいしょう)のひと①】次(つぎ)の(1)から(3)のすべてに該当(がいとう)する人(ひと)です)

- 1 2021年(ねん)4月(がつ)から7月(がつ)までの間(あいだ)に仕事(しごと)が休(やす)みになり給料(きゅうりょう)がとてもへった人(ひと)の特例(とくれい)
 - (1) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)によって仕事(しごと)が休(やす)み(時間単位(じかんたんい)をふくむ)になり、給料(きゅうりょう)がとてもへってしまった月(つき)があるひと
 - (2) 給料(きゅうりょう)がとてもへった月(つき)の、1か月分(げつぶん)の給料(きゅうりょう)の合計(ごうけい)に当(あ)てはまる標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)が、すでに設定(せってい)されている標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)とくらべて2等級以上(とうきゅういじょう)へったひと
※基本給(きほんきゅう)、日給等単価(にっきゅうとうたんか)などがかわらないときも対象(たいしょう)です。
 - (3) この特例措置(とくれいそち)の内容(ないよう)に本人(ほんにん)が書面(しょめん)で同意(どうい)している
※被保険者本人(ひほけんしゃほんにん)がよく理解(りかい)し、事前(じぜん)の同意(どうい)が必要(ひつよう)です。
(改定後(かいていご)の標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)にもとづき、傷病手当金(しょうびやうてあてきん)、出産手当金(しゅつさんてあてきん)および年金(ねんきん)の金額(きんがく)がきまることへの同意(どうい)をふくみます。)
- くわしくは、次(つぎ)のように検索(けんさく)するか、または右(みぎ)のQRコードをよんでください。

年金機構(ねんきんきこう) 特例改定
延長(とくれいかいていえんちょう)

検索(けんさく)

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html>



【対象(たいしょう)となる人(ひと)②】次(つぎ)の(1)から(3)のすべてに該当(がいとう)する人(ひと)です。)

- 2 2021年(ねん)8月(がつ)から2022年(ねん)3月(がつ)までの間(あいだ)に仕事(しごと)が休(やす)みになり給料(きゅうりょう)がとてもへってしまった人(ひと)の特例(とくれい)
上(うえ)の1とおなじ条件(じょうけん)です。
 - 3 2020年(ねん)6月(がつ)から2021年(ねん)5月(がつ)までに仕事(しごと)が休(やす)みになり、とても給料(きゅうりょう)がへって、特例改定(とくれいかいてい)を受(う)けているひとの特例(とくれい)
 - (1) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)によって仕事(しごと)が休(やす)み(時間単位(じかんたんい)をふくむ)になったことにより、2020年(ねん)6-4月(がつ)から2021年(ねん)5月(がつ)までに給料(きゅうりょう)がとてもへって、特例改定(とくれいかいてい)を受(う)けたひと
(2020年度(ねんど)において、定時決定(ていじけつてい)で保険者算定(ほけんじやさんてい)の特例(とくれい)を受(う)けた人(ひと)を含(ふく)む・新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)によって仕事(しごと)が休(やす)みになっていたのが終(お)わった人(ひと)を除(のぞ)く)
 - (2) 2021年(ねん)8月(がつ)に支払(しはら)われた1か月分(げつぶん)の給料(きゅうりょう)の合計(ごうけい)に当(あ)てはまる標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)が、9月(がつ)の定時決定(ていじけつてい)で決(き)まった標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)にくらべて2等級以上(とうきゅういじょう)少(すく)ないひと
 - (3) この特例措置(とくれいそち)で改定内容(かいていないよう)に本人(ほんにん)が書面(しょめん)で同意(どうい)している(上(うえ)の1とおなじです。)
- くわしくは、次(つぎ)のように検索(けんさく)するか、右(みぎ)のQRコードをよんでください。

年金機構(ねんきんきこう) 特例改定延長
(とくれいかいていえんちょう)

検索(けんさく)

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei2.html>



【対象(たいしょう)となる保険料(ほけんりょう)】

仕事(しごと)が休(やす)みになり給料(きゅうりょう)がとてもへった月(つき)(3のときは2021年(ねん)8月(がつ))の翌月(よくげつ)以降(いこう)の保険料(ほけんりょう)が対象(たいしょう)です。

- ※上(うえ)の1に該当(がいとう)するときは、2021年(ねん)9月末(がつまつ)までに届出(とどけ)があったものが対象(たいしょう)です。
- ※上(うえ)の2又(また)は3に該当(がいとう)するときは、2021年(ねん)8月(がつ)から12月(がつ)までの間(あいだ)に給料(きゅうりょう)がとてもへった月(つき)があるなら2022年(ねん)2月末(がつまつ)まで、2022年(ねん)1月(がつ)から3月(がつ)までに給料(きゅうりょう)がとてもへった月(つき)があるなら2022年(ねん)5月末(がつまつ)までに届出(とどけ)があったものが対象(たいしょう)です。
- ※それぞれ、それまでの間(あいだ)はさかのぼって申請(しんせい)できますが、給与事務(きゅうよじむ)の複雑化(ふくざつか)や年末調整(ねんまつちょうせい)などへの影響(えいきょう)をへらすため、改定(かいてい)しようとするときははやく提出(ていしゅつ)してください。

【申請手続(しんせいてづき)について】

月額変更届(げつがくへんこうとどけ)(特例改定用(とくれいかいていよう))と申立書(もうしたてしょ)と一緒に年金事務所(ねんきんじむしょ)に申請(しんせい)してください。

- ※年金事務所(ねんきんじむしょ)へ郵送(ゆうそう)してください。(窓口(まどぐち)でもだせます。)
- ※届書(とどけしょ)および申立書(もうしたてしょ)は日本年金機構(にほんねんきんきこう)ホームページからダウンロードできます。
- ※この特例措置(とくれいそち)は、対象(たいしょう)となるひと①と②のそれぞれで1回(かい)ずつ申請(しんせい)できます。
- ※健康保険組合(けんこうほけんくみあい)に加入(かにゅう)しているとき、健康保険料(けんこうほけんりょう)の標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)の特例改定(とくれいかいてい)の申請先(しんせいき)は健康保険組合(けんこうほけんくみあい)です。

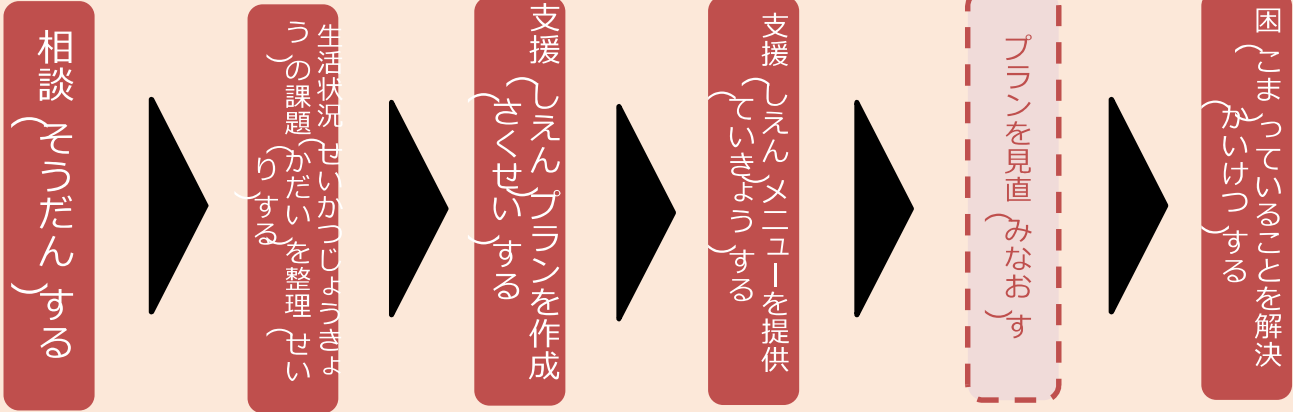
ねんきん
加入者(かにゅうしゃ)
ダイヤル

0570-007-123(ナビダイヤル)
03-6837-2913(050からはじまる電話(でんわ)でおかけになる場合(ばあい))
・受付時間(うけつけじかん): 月(げつ)から金曜日(きんようび): 8:30から19:00
第(だい)2土曜日(どようび): 9:30から16:00

生活困窮者自立支援制度 (せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど)

いろいろな問題(もんだい)があって、生活(せいかつ)に困(こま)っている人(ひと)に、その人(ひと)にあう支援(しえん)をします。

相談(そうだん)の流れ(なが)れ(自立相談支援事業
(じりつそうだんしえんじぎょう))



支援(しえん)メニューの例(れい)

仕事(しごと)をする人(ひと)への支援(しえん)

- 仕事(しごと)をしている人(ひと)や仕事(しごと)をさがしている人(ひと)の相談(そうだん)をきいて、支援(しえん)します。
- 仕事(しごと)をすることが不安(ふあん)な人(ひと)、コミュニケーションが苦手(にがて)な人(ひと)に、ワークショップをしたり、就労体験(しゅうろうたいけん)ができるようにします。

家計(かけい)をよくするための支援(しえん)

- あなたの家計(かけい)の相談(そうだん)をきいたり、お金(かね)を借(か)りる支援(しえん)をします。
- 家賃(やちん)、税金(ぜいきん)、公共料金(こうきょうりょうきん)などを払(はら)うことができない人(ひと)に、給付制度(きゅうふせいど)などを使(つか)うことを支援(しえん)します。

あなたが住(す)む家(いえ)への支援(しえん)

- 仕事(しごと)をやめてお金(かね)に困(こま)っている人(ひと)、住(す)む家(いえ)がなくなった人(ひと)、その心配(しんぱい)がある人(ひと)に、しばらくの間(あいだ)、家賃(やちん)を給付(きゅうふ)します。

生活(せいかつ)するための支援(しえん)

- 住(す)む家(いえ)がなくなった人(ひと)に、しばらくの間(あいだ)、生活(せいかつ)するための支援(しえん)をします。



- あなたが住(す)んでいる市町村(しちょうそん)や自立相談支援事業(じりつそうだんしえんじぎょう)をおこなうところの窓口(まどぐち)へ相談(そうだん)してください。

住居確保給付金(じゅうきょかくほきゅうふきん) (家賃(やちん)のしえん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって休(やす)みなどで収入(しゅうにゅう)がへったので、住(す)む家(いえ)がなくなるかもしれない人(ひと)などに、家賃(やちん)とおなじくらいのお金(かね)を払(はら)います。

住居確保給付金(じゅうきょかくほきゅうふきん)

支給(しきゅう)の対象者(たいしょうしゃ)

- ①2年(ねん)以内(いない)に、仕事(しごと)をやめた人(ひと)、事業(じぎょう)をやめた人(ひと)
- ②自分(じぶん)に責任(せきにん)がなく、収入(しゅうにゅう)がへった人(ひと) (仕事(しごと)をやめた人(ひと)、事業(じぎょう)をやめた人(ひと)と同(おな)じ状態(じょうたい)の人(ひと))

支給(しきゅう)の期間(きかん) 3か月(げつ)(仕事(しごと)をさがすことをまじめにしている人(ひと)は、さらに3か月(げつ)延(の)ばすことができます。(9か月(げつ)まで延(の)ばすことができます)
※住居確保給付金(じゅうきょかくほきゅうふきん)の支給(しきゅう)が終(お)わった人(ひと)に、2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までの間(あいだ)、3か月間(げつかん)の再支給(さいしきゅう)ができる。(2021年(ねん)2月(がつ)の申請(しんせい)から可能(かのう))

支給額(しきゅうがく) 家賃(やちん)の金額(きんがく)(住宅扶助特別基準額(じゅうたくふじょとくべつきじゅんがく)が上限(じょうげん)です)
(東京都特別区(とうきょうととくべつく)の上限(じょうげん)の金額(きんがく)の例(れい))
1人(ひとり)世帯(せたい) : 53,700円(えん)、2人(ふたり)世帯(せたい) : 64,000円(えん)、3人(さんにん)世帯(せたい) : 69,800円(えん)

支給(しきゅう)の条件(じょうけん)

- 収入(しゅうにゅう) : あなたの世帯(せたい)の収入(しゅうにゅう)の合計金額(ごうけいきんがく)が、①と②の合計金額(ごうけいきんがく)より少(すく)くない。
 - ①市町村民税均等割(しちょうそんみんぜいきんとわり)が非課税(ひかぜい)となる収入金額(しゅうにゅうきんがく)の1/12
 - ②家賃額(やちんがく)(住宅扶助特別基準額(じゅうたくふじょとくべつきじゅんがく)が上限(じょうげん))(東京都特別区(とうきょうととくべつく)の人(ひと)のとき)1人(ひとり)世帯(せたい) : 13.8万円(まんえん)、2人(ふたり)世帯(せたい) : 19.4万円(まんえん)、3人(にん)世帯(せたい) : 24.1万円(まんえん)
- 資産(しさん) : あなたの世帯(せたい)の預貯金(よちよきん)の合計金額(ごうけいきんがく)が、上(うえ)の①の6月分(つきぶん)より少(すく)くない。(そして、100万円(まんえん)より少(すく)くない金額(きんがく)です)
(東京都特別区(とうきょうととくべつく)の人(ひと)のとき)1人世帯(ひとりせたい) : 50.4万円(まんえん)、2人世帯(ふたりせたい) : 78万円(まんえん)、3人(にん)世帯(せたい) : 100万円(まんえん)
- 仕事(しごと)をさがしていること : ハローワーク、または自治体(じちたい)がおこなっている無料(むりょう)で仕事(しごと)を探(さが)すことができるところに求職(きゅうしょく)の申込(もうしこみ)をしていてまじめに探(さが)していることが条件(じょうけん)です。
※支給(しきゅう)の対象者(たいしょうしゃ)②は、ハローワークへ申込(もうしこ)む必要(ひつよう)はないです。
※2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までに申請(しんせい)するひとは、とくべつに、職業訓練受講給付金(しよくぎょうくんれんじゅこうきゅうふきん)と住居確保給付金(じゅうきょかくほきゅうふきん)を一緒(いっしょ)に支給(しきゅう)することができます。

i ● 聞(き)きたいことがある人(ひと)は電話(でんわ)してください

0120-23-5572 ※平日(へいじつ) 9:00から17:00

● 生活支援特設(せいかつしえんとくせつ)ホームページ
(住居確保給付金(じゅうきょかくほきゅうふきん))は**ここ**

● 申請(しんせい)したい人(ひと)はあなたが住(す)んでいる市町村(しちょうそん)
の自立相談支援機関(じりつそうだんしえんきかん)に相談(そうだん)してください。

全国連絡先(ぜんこくれんらくさき)一覧(いちらん)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>



償還免除付(しょうかんめんじょつき)のひとり親家庭(おやかてい) 住宅支援資金貸付(じゅうたくしえんしきんかしつけ)

仕事(しごと)をして自分(じぶん)で生活(せいかつ)をするため、まじめに取(と)りくんでいるひとり親(おや)の人(ひと)に、家賃(やちん)のお金(かね)を貸(か)します。返金(へんきん)が免除(めんじょ)になるときもあります。利子(りし)は0円(えん)です。

■ 対象者(たいしょうしゃ)

次(つぎ)のすべての条件(じょうけん)に該当(がいとう)するひとり親(おや)の人(ひと)

- ① 児童扶養手当(じどうふようてあて)の支給(しきゅう)を受(う)けているか、同(おな)じくらいの所得水準(しょとくすいじゅん)の人(ひと)
- ② 母子(ぼし)・父子自立支援(ふしじりつしえん)プログラム(※)が決(き)まって、仕事(しごと)をして自分(じぶん)で生活(せいかつ)するため、まじめに取(と)りくむ人(ひと)

※児童扶養手当(じどうふようてあて)をもらっている人(ひと)などと、1人1人(ひとりひとり)面接(めんせつ)をして、本人(ほんにん)の生活(せいかつ)の状況(じょうきょう)、仕事(しごと)へのやる気(き)、資格(しかく)をとることの取組(とりくみ)などを知(し)って、1人1人(ひとりひとり)の状況(じょうきょう)にあった支援(しえん)を組(く)み合(あ)わせて決(き)めるプログラム。

■ 貸付(かしつけ)の金額(きんがく)

月(つき)の上限(じょうげん) **4万円(まんえん)×12か月(げつ)**

■ 償還(しょうかん) <= 返金(へんきん)> の免除(めんじょ)

1年(ねん)仕事(しごと)をつづけたとき

一括償還免除(いっかつしょうかんめんじょ) <= お金(かね)を返(かえ)す必要(ひつよう)がなくなる >

i ● 住(す)んでいる都道府県(とどうふけん)で、申込(もうしこ)みできます。

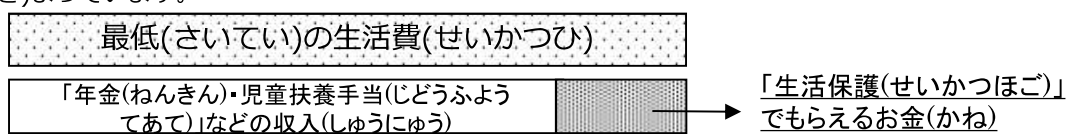
(あなたが住(す)んでいる市(し)が指定都市(していとし)のとき、市役所(しやくしよ)で申込(もうしこ)みできます。)

生活保護制度(せいかつほごせいど)

「生活保護(せいかつほご)」の目的(もくてき)は、最低(さいてい)レベルの生活(せいかつ)を保障(ほしょう)することと自分(じぶん)で生活(せいかつ)ができるよう助(たす)けることです。今(いま)の収入(しゅうにゅう)に応(おう)じて、必要(ひつよう)な支援(しえん)をします。また、生活保護(せいかつほご)の申請(しんせい)は国民(こくみん)の権利(けんり)です。生活保護(せいかつほご)を必要(ひつよう)とする可能性(かのうせい)はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体(じちたい)に相談(そうだん)してください。

どのような人(ひと)が生活保護(せいかつほご)を受(う)けられるか

- 生活保護(せいかつほご)は、資産(しさん)、能力(のうりょく)などいろいろなものを使(つか)って必要(ひつよう)な保護(ほご)をします。(以下(いかに)のような状況(じょうきょう)にある人(ひと)が受(う)けられます)
 - ・ 不動産(ふどうさん)、自動車(じどうしゃ)、預貯金(よちよきん)などのうち、すぐに使(つか)うことができる資産(しさん)がない人(ひと)
※不動産(ふどうさん)、自動車(じどうしゃ)は、保有(ほゆう)してもいい場合(ばあい)があります。
 - ・ 仕事(しごと)ができない、仕事(しごと)をしても生活(せいかつ)するお金(かね)がたりない人(ひと)
 - ・ 年金(ねんきん)などの社会保障(しゃかいほしょう)のお金(かね)をもらっても、生活(せいかつ)するお金(かね)がたりない人(ひと)
 - ・ 親族(しんぞく)からの援助(えんじょ)がある場合(ばあい)、「生活保護(せいかつほご)」より優先(ゆうせん)されます。
※「生活保護(せいかつほご)」を申請(しんせい)すると、福祉事務所(ふくしじむしょ)のケースワーカーは援助(えんじょ)できるのかを夫婦(ふうふ)、中学(ちゅうがく)3年生(ねんせい)以下(いかに)の子(こ)の親(おや)と会(あ)って確認(かくにん)します。その他(ほか)の親族(しんぞく)については、書面(しょめん)で確認(かくにん)します。
※「生活保護(せいかつほご)」でもらえるお金(かね)は、年齢(ねんれい)、世帯(せたい)の人数(にんずう)などによって決(き)まっています。



- 生活保護(せいかつほご)を受(う)けられるかの判断(はんだん)は、ほかにもこまかくきまりがあります。くわしくは、ちかくの自治体(じちたい)の福祉事務所(ふくしじむしょ)に相談(そうだん)してください。

申請(しんせい)の方法(ほうほう)

- あなたが住(す)んでいる自治体(じちたい)の福祉事務所(ふくしじむしょ)(生活相談(せいかつそうだん)などの窓口(まどぐち)に相談(そうだん)してください。
- 申請(しんせい)したら、福祉事務所(ふくしじむしょ)の人(ひと)があなたの家(いえ)を訪問(ほうもん)したり、資産(しさん)をしらべます。そして、「生活保護(せいかつほご)」を受(う)けられるかどうかを調(しら)べます。
- 調(しら)べたあと、申請(しんせい)してから14日(にち)以内(いない)に「生活保護(せいかつほご)」を受(う)けられるかどうかきまります。

「生活保護(せいかつほご)」が始(はじ)まったあと

- 「生活保護(せいかつほご)」を受(う)けているあいだ、ケースワーカーが、1年(ねん)に数回(すうかい)、あなたの家(いえ)にゆきます。ケースワーカーの話(はなし)を聞(き)いてください。
- 「生活保護(せいかつほご)」を受(う)けているあいだ、あなたの収入(しゅうにゅう)を毎月(まいつき)、おしえてください。
- 生活(せいかつ)するお金(かね)のほか、上限(じょうげん)はありますが、家賃(やちん)のお金(かね)も支給(しきゅう)します。
- 必要(ひつよう)な医療(いりょう)、介護(かいご)も受(う)けられます。
- あなたの家(いえ)のお金(かね)の使(つか)いかたを相談(そうだん)したり、こどもの学習(がくしゅう)・生活(せいかつ)するための支援(しえん)、仕事(しごと)の支援(しえん)なども相談(そうだん)できる場合(ばあい)があります(一部(いちぶ)の自治体(じちたい)をのぞく)。

※ 状況(じょうきょう)によって、福祉事務所(ふくしじむしょ)は、収入(しゅうにゅう)がへった人(ひと)の資産(しさん)の保有(ほゆう)など、いろいろな対応(たいおう)をしています。くわしくは、厚生労働省(こうせいろうどうしょう)HPを見(み)てください。

- あなたが住(す)んでいる自治体(じちたい)の福祉事務所(ふくしじむしょ)(リンクはここ)に相談(そうだん)してください。

傷病手当金(しょうびょうてあてきん)

「傷病手当金(しょうびょうてあてきん)」は、「健康保険(けんこうほけん)」などに入(はい)っている人(ひと)が、仕事(しごと)ではない場所(ばしょ)で、病気(びょうき)やケガで仕事(しごと)を休(やす)んだとき、お金(かね)を支給(しきゅう)します。新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)になって、働(はたら)くことができない人(ひと)も利用(りよう)できます。

- 「新型(しんがた)コロナウイルス陽性(ようせい)」で入院(にゅういん)している人(ひと)
- 熱(ねつ)があり、仕事(しごと)を休(やす)んでいる人(ひと)などにも、「傷病手当金(しょうびょうてあてきん)」を支給(しきゅう)します。

支給(しきゅう)の条件(じょうけん)

次(つぎ)のすべての条件(じょうけん)をみたす人(ひと)

- ① 仕事(しごと)ではない場所(ばしょ)で、病気(びょうき)やケガをして仕事(しごと)ができない
※ 仕事(しごと)や仕事(しごと)にゆくときに、病気(びょうき)やケガをした人(ひと)は「労災保険(ろうさいほけん)」を申請(しんせい)してください。
- ② 4日(よっか)以上(いじょう)仕事(しごと)を休(やす)んでいる
※ 病気(びょうき)やケガをなおすため、3日間(みっかかん)続(つづ)けて仕事(しごと)を休(やす)んだ後(のち)、4日目(よっかめ)からの休(やす)んだ日(ひ)に支給(しきゅう)します。
※ 最初(さいしょ)の3日間(みっかかん)の休(やす)みは有給休暇(ゆうきゅうきゅうか)、土日祝日(どにちしゅくじつ)などをふくみます。

支給期間(しきゅうきかん)

支給(しきゅう)がはじまってから、通算(つうさん)して1年(ねん)6か月(げつ)のあいだ、支給(しきゅう)します。

※ 傷病手当金(しょうびょうてあてきん)の支給(しきゅう)の条件(じょうけん)をみたす日(ひ)についてもらえます。

1日(にち)の支給額(しきゅうがく)

給与(きゅうよ)の金額(きんがく)が、傷病手当金(しょうびょうてあてきん)の支給(しきゅう)がはじまる日(ひ)の月(つき)より前(まえ)の直近(ちよっきん)12月間(げつかん)の標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)を平均(へいきん)した額(がく)の1/30に相当(そうとう)する金額(きんがく)の2/3に相当(そうとう)する金額(きんがく)を支給(しきゅう)します。

※ 給料(きゅうりょう)の金額(きんがく)が、この「傷病手当金(しょうびょうてあてきん)」の支給(しきゅう)金額(きんがく)より少(すく)くないとき、「傷病手当金(しょうびょうてあてきん)」と給料(きゅうりょう)の金額(きんがく)の差額(さがく)の金額(きんがく)を支給(しきゅう)します。

支給(しきゅう)するお金(かね)

=

直近(ちよっきん)12月間(げつかん)の
標準報酬月額(ひょうじゅんほうしゅうげつがく)の
平均(へいきん)の金額(きんがく)の
1/30

×

2/3

×

支給(しきゅう)する日数(にっすう)



- 支給(しきゅう)の条件(じょうけん)や申請(しんせい)の方法(ほうほう)は、あなたの「健康保険(けんこうほけん)」の保険者(ほけんしゃ)に相談(そうだん)してください。

(※) 「国民健康保険(こくみんけんこうほけん)」に入(はい)っている人(ひと)は、市区町村(しくちょうそん)が、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)になった人に「傷病手当金(しょうびょうてあてきん)」を支給(しきゅう)することがあります。あなたが住(す)んでいる市区町村(しくちょうそん)に聞(き)いてください。

休業手当(きゅうぎょうてあて) (労働基準法(ろうどうきじゅんほう)第(だい)26条(じょう))

会社(かいしゃ)は、会社(かいしゃ)の理由(りゆう)で、雇(やと)っている人(ひと)を休(やす)みにするとき、休(やす)みの間(あいだ)の「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)わなければいけません。「労働基準法(ろうどうきじゅんほう)第(だい)26条(じょう)」で決(き)まっています。

- 会社(かいしゃ)の理由(りゆう)で、雇(やと)っている人(ひと)を休(やす)みにするときには、「雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)」を使(つか)うことができます。休(やす)む人(ひと)に「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)ってください。そして、雇(やと)っている人(ひと)がこまらないようにしてください。

※「雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)」は次(つぎ)のページをみてください。

会社(かいしゃ)が「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)うとき

- ▶ 会社(かいしゃ)の理由(りゆう)で、雇(やと)っている人(ひと)を休(やす)みにするとき
- ▶ 「不可抗力(ふかこうりょく)で休(やす)みにする」ときは、会社(かいしゃ)は「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)わなくてもいいです。下(した)の①と②の両方(りょうほう)にあてはまるときが、「不可抗力(ふかこうりょく)で休(やす)みにする」です。

- ① 休(やす)みの原因(げんいん)が事業(じぎょう)の外(そと)で起(お)こった事故(じこ)のとき
- ② 事業主(じぎょうぬし)が気(き)をつけていても、起(お)こった事故(じこ)のとき

①は、「緊急事態宣言(きんきゅうじたいせんげん)」のように、事業(じぎょう)とは関係(かんけい)のないことが原因(げんいん)です。

②は、会社(かいしゃ)が休(やす)まないように、とてもがんばらなければいけません。たとえば、

- ・雇(やと)っている人(ひと)を会社(かいしゃ)ではなく、自宅(じたく)で働(はたら)くことができるようにすること、これをじゅうぶんに考(かんが)えましたか。
- ・雇(やと)っている人(ひと)がほかにもできる仕事(しごと)があるのに、休(やす)みにしていませんか。

などから、決(き)まります。

そのため「新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)」だけが理由(りゆう)で、「休業手当(きゅうぎょうてあて)」を払(はら)う義務(ぎむ)がなくなります。

「休業手当(きゅうぎょうてあて)」の金額(きんがく)

平均賃金(へいきんちんぎん)(仕事(しごと)が休(やす)みになった日(ひ)のまえの3か月間(げつかん)に、その人(ひと)に支払(しはら)った賃金(ちんぎん)の総額(そうがく)を、その期間(きかん)の総日数(そうにっすう)でわった金額(きんがく)※の60/100以上(いじょう)の金額(きんがく)

※ 賃金(ちんぎん)が時給制(じきゅうせい)や日給制(にっきゅうせい)、出来高払(できだかばら)いななどのときは、最低保障(さいていほしょう)の金額(きんがく)がまっています。

- ききたいことがある人(ひと)は、相談(そうだん)してください。
住(す)んでいる都道府県(とどうふけん)にある特別労働相談窓口(とくべつろうどうそうだんまどぐち)



雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん) (特例措置(とくれいそち))

雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)は、お金(かね)に困(こま)って、会社(かいしゃ)を小(ちい)さくしたとき、労働者(ろうどうしゃ)≦働(はたら)いている人(ひと)≧に休(やす)んでもらったり、教育訓練(きょういくくんれん)か出向(しゅっこう)で、労働者(ろうどうしゃ)の雇用(こよう)を維持(いじ)したとき、会社(かいしゃ)が申請(しんせい)すれば、払(はら)った休業手当(きゅうぎょうてあて)などの一部(いちぶ)を払(はら)います。

対象者(たいしょうしゃ)：新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)で困(こま)っている事業主(じぎょうぬし)

※売上(うりあげ)などの会社(かいしゃ)の状況(じょうきょう)がわかる**生産指標(せいさんしひょう)**が**対象(たいしょう)の月(つき)とくらべて5%以上(いじょう)へ**っていることなどの条件(じょうけん)があります。

特例措置(とくれいそち)の内容(ないよう)

○内容(ないよう)・対象(たいしょう)

※2021年(ねん)5月(がつ)1日(ついたち)から2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)まで

- ① 会社(かいしゃ)が払(はら)った「休業手当(きゅうぎょうてあて)」などの**4/5 (大(おお)きい会社(かいしゃ)は2/3)を国(くに)が払(はら)います。**
人(ひと)をやめさせないときは【注(ちゅう)1】【注(ちゅう)3】、9/10 (大(おお)きい会社(かいしゃ)は3/4)にあがります。
※1人(ひとり)1日(にち)、**最大(さいだい)13,500円(えん)です。**
※2022年(ねん)1・2月(がつ)は11,000円(えん)、2022年(ねん)3月(がつ)は9,000円(えん)です。
- ② 雇(やと)っている人(ひと)に教育(きょういく)や訓練(くんれん)(training)をしたときは、さらに1人(ひとり)1日(にち)、**2,400円(えん)、大(おお)きい会社(かいしゃ)は1,800円(えん)**お金を払(はら)います。
- ③ **新規学卒者(しんきがくそつしゃ)**など、雇用保険(こようほけん)に入(はい)っていて、継続(けいぞく)して雇用(こよう)された期間(きかん)が6か月未満(げつみまん)の人(ひと)も**対象(たいしょう)**です。
- ④ **1年間(ねんかん)に100日(にち)の支給限度日数(しきゅうげんごにっすう)**とは別(べつ)で利用(りよう)できます。
- ⑤ 雇(やと)っている人(ひと)が**雇用保険(こようほけん)に入(はい)っていないときも、お金(かね)を払(はら)います。**

○下(した)に該当(がいとう)するとき、助成率(じょせいりつ)・助成金額(じょせいきんがく)があがります。

※2021年(ねん)1月(がつ)8日(ようか)以降(いこう)に人(ひと)を休(やす)ませたとき

- ⑥ 緊急事態措置(きんききうじたいそち)をするべき区域(くいき)、まん延防止等重点措置(えんぼうしとうじゅうてんそち)をするべき区域(くいき)の知事(ちじ)から休(やす)むようたのまれていて、仕事(しごと)の営業時間(えいぎょうじかん)を少(すく)なくするなどをした飲食店(いんしょくてん)などへの**助成率(じょせいりつ)は、最大(さいだい)10/10【注(ちゅう)2】にあがります。**
※1人(ひとり)1日(にち)、**最大(さいだい)15,000円(えん)です。**
- ⑦ 生産指標(せいさんしひょう)が前(まえ)の年(とし)または2年前(ねんまえ)のおなじ時期(じき)とくらべ、最近(さいきん)3か月(げつ)の月(つき)の平均(へいきん)で**30%以上(いじょう)へ**った会社(かいしゃ)は、**助成率(じょせいりつ)が最大(さいだい)10/10【注(ちゅう)2]にあがります。**
※1人(ひとり)1日(にち)、**最大(さいだい)15,000円(えん)です。**

【注(ちゅう)1】2020年(ねん)1月(がつ)24日(か)以降(いこう)に人(ひと)をやめさせていないとき(2021年(ねん)12月(がつ)まで)

【注(ちゅう)2】2021年(ねん)1月(がつ)8日(ようか)以降(いこう)に人(ひと)をやめさせていないとき

【注(ちゅう)3】2021年(ねん)1月(がつ)8日(ようか)以降(いこう)に人(ひと)をやめさせていないとき(2022年(ねん)1月(がつ)から)

○最低賃金(さいていちんぎん)があがったことをもとにした雇用維持(こよういじ)の支援(しえん)

※2021年(ねん)10月(がつ)から2022年(ねん)3月(がつ)まで

- ⑧ 業況特例(ぎょうきょうとくれい)などの**対象(たいしょう)の会社(かいしゃ)が一番(いちばん)少(すく)ない時間給(じかんきゅう)を一定以上(いっていいじょう)あげるとき、2021年(ねん)10月(がつ)から2022年(ねん)3月(がつ)まで、仕事(しごと)を休(やす)みにした規模(きぼ)の条件(じょうけん)なしで助成金(じょせいきん)を支給(しきゅう)します。**

i ●**支給(しきゅう)の条件(じょうけん)や申請(しんせい)の方法(ほうほう)**は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページをみてください。

●**会社(かいしゃ)のちかくの労働局(ろうとうきょく)かハローワークに申請(しんせい)してください(窓口(まどぐち)か郵送(ゆうそう)またはオンラインです)。**

●「雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)」について聞(き)きたい人(ひと)は、電話(でんわ)してください。0120-60-3999
(受付時間(うけつけじかん) 9:00から21:00(土日(どにち)・祝日(しゅくじつ)をふくむ))



新型(しんがた)コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (かんせんしょうたいおうきゅうぎょうしえんきん・きゅうふきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって休業(きゅうぎょう)させられた働(はたら)く人(ひと)のうち、休業手当(きゅうぎょうてあて)がもらえなかった人(ひと)に、お金(かね)を支給(しきゅう)します。

■ 対象者(たいしょうしゃ)

- 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)また、まん延防止(えんぼうし)によって、
- ①2021年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)から2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までに、仕事(しごと)を休(やす)むことになった中小企業(ちゅうしょうきぎょう)で働(はたら)く人(ひと)。
 - ②2021年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)から2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までに、仕事(しごと)を休(やす)むことになった大企業(だいきぎょう) <=会社(かいしゃ)の規模(きぼ)が大(おお)きい> のシフトで働(はたら)いている人(ひと)などのうち、**休(やす)んでいるあいだ賃金(ちんぎん)(休業手当(きゅうぎょうてあて))がもらえなかった人(ひと)(※)**
- ※ 雇用保険(こようほけん)に入(はい)っていない人(ひと)も対象(たいしょう)です。

■ 支給額(しきゅうがく)

休業前(きゅうぎょうまえ)の賃金(ちんぎん)の **80% (1日(にち)最大(さいだい)8,265円)**

- ※ 2021年(ねん)4月(がつ)1日(にち)最大(さいだい)11,000円(えん)、2021年(ねん)5月(がつ)から12月分(がつぶん)までは1日(にち)最大(さいだい)9,900円(えん)
- ※ 緊急事態措置(きんききゅうじたいそち)または、まん延防止(えんぼうし)などをするべき区域(くいき)の知事(ちじ)にたのまれて、仕事(しごと)の時間(じかん)を少(すく)なくするなどに協力(きょうりょく)する新型(しんがた)インフルエンザなど対策特別措置法施行令(たいさくとくべつそちほうせこうれい)第(だい)11条(じょう)に定(さだ)める飲食店(いんしょくてん)などで働(はたら)く人(ひと)に、2021年(ねん)5月(がつ)1日(ついたち)から2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)の間(あいだ)に、1日(にち)の最大金額(さいだいきんがく)が**11,000円(えん)**
- ※ 休業実績(きゅうぎょうじっせき)で支給(しきゅう)します。

- ・ 1日(にち)8時間(じかん)から3時間(じかん)の仕事(しごと)になるなど、**営業時間(えいぎょうじかん)が少(すく)なくするなど働(はたら)く時間(じかん)がへったときでも、1日(にち)4時間(じかん)より少(すく)ない仕事(しごと)なら、半日(はんいち)休(やす)みになったとして対象(たいしょう)です。**
- ・ 週(しゅう)5回(かい)から週(しゅう)3回(かい)の仕事(しごと)になるなど、**月(つき)の一部(いちぶ)の休(やす)みも対象(たいしょう)です。**(働(はたら)いた日(ひ)は対象(たいしょう)からのぞきます。

■ 申請(しんせい)の期限(きげん)

対象者(たいしょうしゃ)	休(やす)みになった期間(きかん)	申請(しんせい)の期限(きげん) (郵送(ゆうそう)のときは期限(きげん)までに届(と)いていなければならない)
①・②	2021年(ねん)4月(がつ)から12月(がつ)	2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)(木曜日(もくようび))
①・②	2022年(ねん)1月(がつ)から3月(がつ)	2022年(ねん)6月(がつ)30日(にち)(木曜日(もくようび))

○申請(しんせい)した分(ぶん)の支給(しきゅう)(または不支給(ふしきゅう))を決(き)めることに時間(じかん)がかかり、次(つぎ)以降(いこう)の申請(しんせい)が期限(きげん)切(き)れになる人(ひと)→支給(しきゅう)(または不支給(ふしきゅう))が決(き)まった日(ひ)から1か月(げつ)以内(いない)に申請(しんせい)すれば受付(うけつけ)ます。



- くわしく知(し)りたいときは**厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページ**をみてください。
- コールセンターでもお問合(といあわ)せに対応(たいおう)します。0120-221-276
(受付時間(うけつけじかん) 月(げつ)から金(きん)まで 8:30から20:00まで、土日祝日(どにちしゅくじつ) 8:30から17:15まで)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する
母性健康管理措置(ぼせいけんこうかりそち)のための**休暇制度導入助成金(きゅうかせいどうにゆうじょせいきん)**
(労働者(ろうどうしゃ)<=働(はたら)いているひと>を雇用(こよう)する
事業主(じぎょうぬし)の人(ひと)向(む)け)

2021年度(ねんど)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理(ぼせいけんこうかり)のため休(やす)みが必要(ひつよう)となった妊娠中(にんしんちゅう)の女性労働者(じょせいろどうしゃ)が、休(やす)みをとって出産(しゅっさん)し、出産(しゅっさん)のあと
も続(つづ)けて仕事(しごと)ができるように、有給(ゆうきゅう)の休暇制度(きゅうかせいど)をつくってとらせた事業主(じぎょうぬし)をたすけます。

対象者(たいしょうしゃ)(事業主(じぎょうぬし))

- ①～④でぜんぶあてはまる会社(かいしゃ)が対象(たいしょう)です。
- ① **新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)にかんする母性健康管理(ぼせいけんこうかり)のため、** 医師(いし)か助産師(じょさんし)が、やすみが必要(ひつよう)とされた妊娠中(にんしんちゅう)の女性労働者(じょせいろどうしゃ)が**取得(しゅとく)できる有給(ゆうきゅう)の休暇制度(きゅうかせいど)**(年次有給休暇(ねんじゆうきゅうきゅうか)以外(いがい)で、年次有給休暇(ねんじゆうきゅうきゅうか)の金額(きんがく)の**60%以上(いじょう)**が支払(しはら)われるものにかぎる)を整備(せいび)し、
- ②この有給休暇制度(ゆうきゅうきゅうかせいど)の内容(ないよう)を新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)にかんする母性健康管理措置(ぼせいけんこうかりそち)の内容(ないよう)とあわせて**労働者(ろうどうしゃ)に知(し)らせた事業主(じぎょうぬし)であって、**
- ③ **2021年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)から2022年(ねん)1月(がつ)31日(にち)までの間(あいだ)**に、この**休暇(きゅうか)を合計(ごうけい)5日以上(いつかじょう)とらせた事業主(じぎょうぬし)**
- ④この助成金(じょせいきん)を申請(しんせい)するまでに、2020年度(ねんど)・2021年度(ねんど)の「**両立支援等助成金(りょうりつしえんとうじょせいきん)(新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)にかんする母性健康管理(ぼせいけんこうかり)のための休暇取得支援(きゅうかしゅとくしえん)コース)**」と2020年度(ねんど)の「**新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)にかんする母性健康管理(ぼせいけんこうかり)のための休暇取得支援助成金(きゅうかしゅとくしえんじょせいきん)**」を受(う)けとっていないこと。

※ **雇用保険(こようほけん)に入(はい)っていない人(ひと)も対象(たいしょう)です。**

支給額(しきゅうがく)

1つの事業所(じぎょうしょ)で1回(かい)のみ 15万円(まんえん)

申請期間(しんせいきかん)

対象(たいしょう)の労働者(ろうどうしゃ)の有給休暇(ゆうきゅうきゅうか)が合計(ごうけい)5日(いつか)になった日(ひ)の次(つぎ)の日(ひ)から2022年(ねん)5月(がつ)31日(にち)まで

※ **事業所(じぎょうしょ)ごとの申請(しんせい)です。**

- 対象(たいしょう)の労働者(ろうどうしゃ)が雇用保険(こようほけん)に入(はい)っているとき、「**両立支援等助成金(りょうりつしえんとうじょせいきん)(新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)にかんする母性健康管理(ぼせいけんこうかり)のための休暇取得支援(きゅうかしゅとくしえん)コース)**」も利用(りよう)できます。

- **支給(しきゅう)の条件(じょうけん)や具体的(ぐたいてき)な手続(てつづ)き**は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページをごみてください。
- 聞(き)きたいことがある人(ひと)は、近(ちか)くの**都道府県労働局雇用環境・均等部(とどうふけんろうどうきょくこようかんきょう・きんとうぶ)**に聞(き)いてください。

受付時間(うけつけじかん)：8：30から17：15まで

(土日(どにち)・祝日(しゅくじつ)・年末年始(ねんまつねんし)をのぞく)



両立支援等助成金(りょうりつしえんとうじょせいきん)(新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理(ぼせいけんこうかんり)のための**休暇取得支援(きゅうかしゅとくしえん)コース**
(労働者(ろうどうしゃ)<=働(はたら)いている人(ひと)>を雇(やと)う
事業主(じぎょうぬし)の人(ひと)向(む)け) 2021年度(ねんど)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理(ぼせいけんこうかんり)のため休(やす)みが必要(ひつよう)となった妊娠中(にんしんちゅう)の女性労働者(じょせいろうどうしゃ)が、休(やす)みをとって出産(しゅっさん)し、出産(しゅっさん)のあとも続(つづ)けて仕事(しごと)ができるように、有給(ゆうきゅう)の休暇制度(きゅうかせいど)をつくってとらせた事業主(じぎょうぬし)をたすけます。

※この助成金(じょせいきん)は対象(たいしょう)の労働者(ろうどうしゃ)が、2021年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)から2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)に**とった有給休暇取得分(ゆうきゅうきゅうかしゅとくぶん)**を申請(しんせい)するときの条件(じょうけん)を書(か)いたものです。くわしくは、**下(した)の厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページを見(み)てください。**

■ 対象者(たいしょうしゃ)(事業主(じぎょうぬし))

①～③でぜんぶあてはまる事業主(じぎょうぬし)が対象(たいしょう)です。

2020年(ねん)5月(がつ)7日(なのか)から2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までの間(あいだ)に

① **新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理(ぼせいけんこうかんり)のため**、医師(いし)または助産師(じょさんし)によって、休(やす)みが必要(ひつよう)となった**妊娠中(にんしんちゅう)の女性労働者(じょせいろうどうしゃ)**がとれる**有給(ゆうきゅう)の休暇制度(きゅうかせいど)**(年次有給休暇(ねんじゅうきゅうきゅうか)をのぞいて、年次有給休暇(ねんじゅうきゅうきゅうか)の賃金(ちんぎん)とおなじ金額(きんがく)の**60%以上(いじょう)**が支払(しはら)われるものにかぎる)を整備(せいび)し、

②この有給休暇制度(ゆうきゅうきゅうかせいど)の内容(ないよう)を新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する母性健康管理(ぼせいけんこうかんり)のための内容(ないよう)と一緒に(いっしょ)に**労働者(ろうどうしゃ)に知(し)らせた事業主(じぎょうぬし)**で、

③この**休暇(きゅうか)を合計(ごうけい)して20日(はつか)以上(いじょう)とらせた事業主(じぎょうぬし)**

■ 支給額(しきゅうがく)

対象(たいしょう)の労働者(ろうどうしゃ)(雇用保険(こようほけん)に入(はい)っている人(ひと))1人(ひとり)あたり：28.5万円(まんえん)

※ 1事業所(じぎょうしょ)の人数(にんずう)の上限(じょうげん)：5人(にん)まで

■ 申請期間(しんせいきかん)

対象(たいしょう)の労働者(ろうどうしゃ)の有給休暇(ゆうきゅうきゅうか)の合計(ごうけい)が20日(はつか)になった日(ひ)の翌日(よくじつ)から2022年(ねん)5月(がつ)31日(にち)まで
※事業所(じぎょうしょ)ごとの申請(しんせい)です。

● **支給(しきゅう)の条件(じょうけん)や具体的(ぐたいてき)な手続(てつづ)き**は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページをみてください。

● 聞(き)きたいことがある人(ひと)は、近(ちか)くの都道府県労働局雇用環境・均等部(とどうふけんろうどうきょくこようかんきょう・きんとうぶ)に聞(き)いてください。

受付時間(うけつけじかん)：8：30から17：15まで

(土日祝日年末年始(どにちしゅくじつねんまつねんし)をのぞく)



両立支援等助成金(りょうりつしえんとうじょせいきん) (介護離職防止支援(かいごりしょくぼうししえん)コース (新型(しんがた)コロナウイルス感染症対応特例(かんせんしょうたいおうとくれい))

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の対応(たいおう)として、家族(かぞく)を介護(かいご)する労働者(ろうどうしゃ)≦働(はたら)いている人(ひと)>が育児・介護休業法(いくじかいごきゅうぎょうほう)の休(やす)みのほかに、特別有給休暇(とくべつゆうきゅうきゅうか)で介護(かいご)ができるようなとりくみをする中小(ちゅうしょう)の会社(かいしゃ)の事業主(じぎょうぬし)をたすけます。

■ 対象者(たいしょうしゃ)(事業主(じぎょうぬし))

- ① 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の対応(たいおう)として使(つか)える介護(かいご)のための有給(ゆうきゅう)の休暇制度(きゅうかせいど)(※)をつくり、この制度(せいど)をふくめて仕事(しごと)と介護(かいご)の両立支援制度(りょうりつしえんせいど)のなかみを社内(しゃない)にお知らせすること。

※所定労働日(しよていろうどうび)の20日(はつか)以上(いじょう)取得(しゅとく)できる制度(せいど)
 ※法定(ほうてい)の介護休業(かいごきゅうぎょう)、介護休暇(かいごきゅうか)、年次有給休暇(ねんじゅうきゅうきゅうか)とは違(ちが)う休暇制度(きゅうかせいど)が異なります。

- ② 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって対象家族(たいしょうかぞく)の介護(かいご)のために仕事(しごと)を休(やす)んだ労働者(ろうどうしゃ)が、①の休(やす)みを合計(ごうけい)5日以上(いつかいじょう)取得(しゅとく)すること

取得日数(しゅとくにっすう)	支給額(しきゅうがく)
合計(ごうけい) 5日以上(いつかいじょう) 10日(とうか)より少(すく)ない	20万円(まんえん)
合計(ごうけい) 10日以上(とうかいじょう)	35万円(まんえん)

1 中小事業主(ちゅうしょうじぎょうぬし)に、5人(にん)まで申請可能(しんせいかのう)です

■ 対象(たいしょう)となる労働者(ろうどうしゃ)

- ① 介護(かいご)が必要(ひつよう)な家族(かぞく)が通常利用(つうじょうりよう)しているか、利用(りよう)しようとしている介護(かいご)サービスが、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって利用(りよう)できないとき
- ② 家族(かぞく)が通常利用(つうじょうりよう)しているか、利用(りよう)しようとしている介護(かいご)サービスが、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって使(つか)うのをひかえるとき
- ③ 家族(かぞく)を通常介護(つうじょうかいご)しているひとが、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって介護(かいご)ができなくなったとき

■ 適用日(てきようび)

2021年(ねん)4月(がつ)1日(ついたち)から2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までに取得(しゅとく)した休(やす)み

■ 申請期間(しんせいきかん)

支給(しきゅう)の条件(じょうけん)をみたした次(つぎ)の日(ひ)から数(かぞ)えて2か月以内(げつくない)

- **くわしく知(し)りたい人(ひと)**は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページをみてください。
- **ききたいことがある人(ひと)**は、各都道府県労働局雇用環境・均等部(かくとどうふけんろうどうきょくこようかんきょう・きんとうぶ)(室(しつ))
 受付時間(うけつけじかん)：8：30から17：15まで(土日祝日(どにちしゅくじつ)をのぞく)

新型(しんがた)コロナ 介護支援(かいごしえん)
両立支援等助成金(りょうりつしえんとうじょせいきん)

検索(けんさく)

産業雇用安定助成金 (さんぎょうこようあんていじょせいきん)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって仕事(しごと)が少(すく)なくなった会社(かいしゃ)が、在籍型出向(ざいせきがたしゅっこう)により労働者(ろうどうしゃ)≦働(はたら)いている人(ひと)≧を雇(やと)いつづけると、出向元(しゅっこうもと)と出向先(しゅっこうさき)の両方(りょうほう)の会社(かいしゃ)をたすけます。

助成金(じょせいきん)の対象(たいしょう)となる「出向(しゅっこう)」

■対象(たいしょう)：雇用調整(こようちょうせい)のための出向(しゅっこう)(新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって仕事(しごと)が少(すく)なくなった事業主(じぎょうぬし)が、雇用(こよう)の継続(けいぞく)のためにする出向(しゅっこう)が対象(たいしょう)です。≦出向(しゅっこう)とは、事業主(じぎょうぬし)にたのまれて、関係(かんけい)するほかの会社(かいしゃ)でしばらくのあいだ働(はたら)くことです

■条件(じょうけん)：雇用(こよう)を継続(けいぞく)する目的(もくてき)のため、出向(しゅっこう)の期間(きかん)が終(お)わったあとは、もとの事業所(じぎょうしょ)にもどって働(はたら)くことが条件(じょうけん)です。

対象者(たいしょうしゃ)(事業主(じぎょうぬし))

- ① 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって仕事(しごと)が少(すく)なくなると、労働者(ろうどうしゃ)の雇用(こよう)の継続(けいぞく)のため、出向(しゅっこう)で労働者(ろうどうしゃ)(雇用保険(こようほけん)に入(はい)っている人(ひと))をおくりだす事業主(じぎょうぬし)(**出向元事業主(しゅっこうもとじぎょうぬし)**)
- ② その労働者(ろうどうしゃ)を受(う)けいれる事業主(じぎょうぬし)(**出向先事業主(しゅっこうさきじぎょうぬし)**)

助成率(じょせいりつ)・助成額(じょせいがく)

- 出向(しゅっこう)のために会社(かいしゃ)が払(はら)ったお金(かね) 出向元事業主(しゅっこうもとじぎょうぬし)と出向先事業主(しゅっこうさきじぎょうぬし)が負担(ふたん)する賃金(ちんぎん)、教育訓練(きょういくくんれん)、労務管理(ろうむかんに)に関(かん)する調整(ちょうせい)のために払(はら)ったお金(かね)など、**出向(しゅっこう)のあいだに、出向(しゅっこう)のために使(つか)ったお金(かね)の一部(いちぶ)を払(はら)います。**

	中小企業 (ちゅうしょうきぎょう)	そのほか
出向元(しゅっこうもと)が労働者(ろうどうしゃ)をやめさせていないとき	9/10	3/4
出向元(しゅっこうもと)が労働者(ろうどうしゃ)をやめさせているとき	4/5	2/3
上限(じょうげん)の金額(きんがく) (出向元(しゅっこうもと)・出向先(しゅっこうさき)の合計(ごうけい))	1日(にち)あたり12,000円(えん)	

※独立性(どくりつせい)が認(みと)められない事業主(じぎょうぬし)の間(あいだ)の出向(しゅっこう)のときの助成率(じょせいりつ)：中小企業(ちゅうしょうきぎょう)2/3、そのほか1/2

○出向(しゅっこう)のはじめに使(つか)ったお金(かね)

就業規則(しゅうぎようきそく)や出向契約書(しゅっこうけいやくしょ)の整備(せいび)に使(つか)ったお金(かね)、出向元事業主(しゅっこうもとじぎょうぬし)が出向(しゅっこう)の前(まえ)にする教育(きょういく)や訓練(くんれん)、出向先事業主(しゅっこうさきじぎょうぬし)が出向(しゅっこう)の人(ひと)を受(う)けいれるための機器(きき)や物(もの)など、**出向(しゅっこう)の成立(せいりつ)に必要な(ひつよう)なことをしたときにたすけます。**

	出向元 (しゅっこうもと)	出向先 (しゅっこうさき)
助成金額(じょせいきんがく)	1人(ひとり)あたり10万円	
増(ふ)える金額(きんがく)(※)	1人(ひとり)あたり5万円	

※出向元事業主(しゅっこうもとじぎょうぬし)が雇用(こよう)が多(おお)すぎる業種(ぎょうしゆ)の会社(かいしゃ)や生産性指標要件(せいさんせいしひょうようけん)がわるくなった会社(かいしゃ)のとき、出向先事業主(しゅっこうさきじぎょうぬし)が労働者(ろうどうしゃ)をちがう業種(ぎょうしゆ)から受(う)けいれるとき、金額(きんがく)が増(ふ)えます。
※独立性(どくりつせい)が認(みと)められない事業主(じぎょうぬし)の間(あいだ)の出向(しゅっこう)は、対象(たいしょう)ではありません

- 支給(しきゆう)の条件(じょうけん)や具体的(ぐたいてき)な方法(ほうほう)は厚生労働省(こうせい) ろうどうしょうホームページをみてください。
- 事業所(じぎょうしょ)があるところを管理(かんに)している労働局(ろうどうきょく)またはハローワークで申請(しんせい)できます(窓口(まどぐち)または郵送(ゆうそう))。
- 産業雇用安定助成金(さんぎょうこようあんていじょせいきん)について聞(き)きたいことがある人(ひと)は、電話(でんわ)してください。0120-60-3999(受付時間(うけつけじかん) 9:00から21:00(土日(どにち)・祝日(しゅくじつ)ふくむ))



トライアル雇用助成金(こようじょせいきん) (新型(しんがた)コロナウイルス感染症対応(かんせんしょう たいおう)(短時間(たんじかん)トライアルコース)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、仕事(しごと)がなくなった人(ひと)で、前(まえ)にしたことのない仕事(しごと)をしたい人(ひと)がはやく働(はたら)くことができるように、3か月(げつ)の間(あいだ)トライアルで雇(やと)う事業主(じぎょうぬし)に、トライアルの間(あいだ)の賃金(ちんぎん)の一部(いちぶ)を払(はら)います。

■ 対象者(たいしょうしゃ)(事業主(じぎょうぬし))

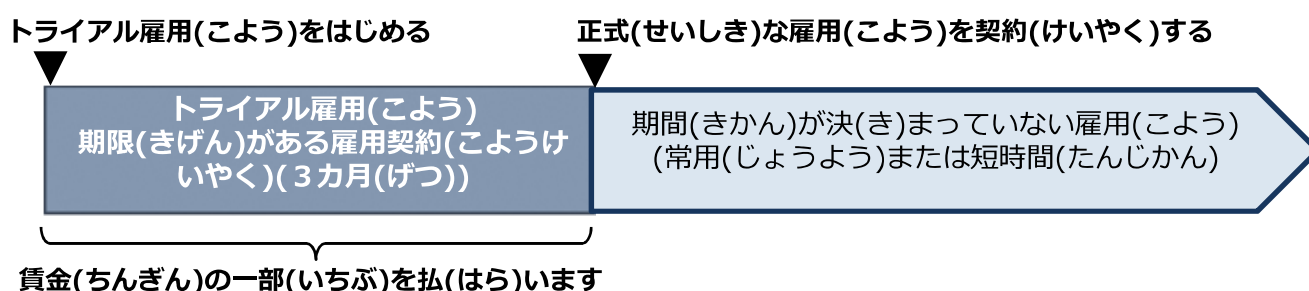
雇(やと)うためにはじめて会(あ)った日(ひ)に、下(した)のすべてをみたく人(ひと)を3か月(げつ)トライアルで雇(やと)う事業主(じぎょうぬし)

- ①仕事(しごと)がなくなった人(ひと)(シフトがへって実質的(じっしつてき)に仕事(しごと)がないこととおなじ状態(じょうたい)の人(ひと)もふくみます)
- ②前(まえ)にしたことのない仕事(しごと)をしたい人(ひと)

■ 助成内容(じょせいないよう)など

本人(ほんにん)の希望(きぼう)	所定労働時間(しょうていろうどうじかん) (しよていろうどうじかん)	支給額(しきゅうがく)
常用雇用(じょうようこよう)	週(しゅう)30時間以上(じかんいじょう)	月額(げつがく)4万円(まんえん)
短時間(たんじかん)の労働(ろうどう)	週(しゅう)20時間以上(じかんいじょう)から30時間(じかん)より少(すく)ない	月額(げつがく)2.5万円(まんえん)

■ 助成(じょせい)のイメージ



<参考(さんこう) : トライアル雇用助成金(こようじょせいきん)(一般(いっぱん)トライアルコース)>

○仕事(しごと)の経験(けいけん)が少(すく)くないことで、安定(あんてい)した仕事(しごと)で働(はたら)くことが難(むずか)しい人(ひと)※を、**常用雇用(じょうようこよう)になることを目的(もくてき)**に、3か月(げつ)トライアルで雇(やと)う事業主(じぎょうぬし)に、月額(げつがく)4万円(まんえん)を払(はら)います。(30時間(じかん)より少(すく)くないときは対象(たいしょう)ではありません。)

※2年以内(ねんいない)に2回以上(かいじょう)仕事(しごと)をやめた人(ひと)や仕事(しごと)が変(か)わった人(ひと)、仕事(しごと)のない期間(きかん)が1年(ねん)をこえる人(ひと)、子(こ)どもを育(そだ)てるなどで仕事(しごと)をやめたあと、安定(あんてい)した仕事(しごと)がない期間(きかん)が1年(ねん)をこえる人(ひと)、フリーターやニートなどで55才(さい)よりわかい人(ひと)、生活保護受給者(せいかつほごじゅきゅうしゃ)などです。

i ●支給(しきゅう)の条件(じょうけん)や具体的(ぐたいてき)な方法(ほうほう)は**厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページ**を見(み)てください。

●事業所(じぎょうしょ)があるところを管理(かんり)している労働局(ろうどうきょく)またはハローワークで申請(しんせい)できます(窓口(まどぐち)または郵送(ゆうそう))。



雇用保険(こようほけん)の基本手当(きほんてあて) (求職者給付(きゅうしょくしゃきゅうふ))

仕事(しごと)をやめてさがしている人(ひと)が、はやく働(はたら)くことができるよう求職活動(きゅうしょくかつどう) <=仕事(しごと)をさがすこと>をたすけるためお金(かね)を払(はら)います。雇用保険(こようほけん)の期間(きかん)など条件(じょうけん)をみたせば、仕事(しごと)をしていたときの賃金(ちんぎん)の50%から80%を払(はら)います。※仕事(しごと)をさがしている本人(ほんにん)が「求職(きゅうしょく)の申込(もうしこみ)」をする必要(ひつよう)があります。ハローワークに相談(そうだん)してください。

対象者(たいしょうしゃ) : 次(つぎ)をみたす人(ひと)。ハローワークに相談(そうだん)ください。

- 仕事(しごと)をなくしたあと、「働(はたら)きたいとおもっていて、仕事(しごと)をはじめることができる健康状態(けんこうじょうたい)・家庭環境(かていかんきょう)などがあり、まじめに仕事(しごと)をさがしているが、仕事(しごと)がみつからない状態(じょうたい)」にある人(ひと)。
- 仕事(しごと)をやめた日(ひ)より前(まえ)の2年間(ねんかん)に12か月以上(げついじょう)雇用保険(こようほけん)に入(はい)っていた人(ひと)。
- 会社(かいしゃ)がなくなったり・解雇(かいこ)などによって仕事(しごと)をなくしたとき、働(はたら)く期間(きかん)が決(き)まっていた労働契約(ろうどうけいやく)が更新(こうしん)されなかったことなどのときは、仕事(しごと)をやめた日(ひ)より前(まえ)の1年間(ねんかん)に6か月以上(げついじょう)雇用保険(こようほけん)に入(はい)っていた人(ひと)。

■ 手続(てつづ)き

- 住(す)んでいるところを管理(かんり)するハローワークへ、自分(じぶん)で求職(きゅうしょく)の申込(もうしこみ)などの手続(てつづ)きをしてください。
- ※ 支給(しきゅう)を受(う)ける手続(てつづ)きには、事業主(じぎょうぬし)があなたにあげた「離職票(りしょくひょう)」が必要(ひつよう)です。事業主(じぎょうぬし)から離職票(りしょくひょう)をもらっていない人(ひと)でも、手続(てつづ)きが可能(かのう)になることがあります。まず、ハローワークに相談(そうだん)してください。

■ 給付額(きゅうふがく)

【1日(にち)あたりの金額(きんがく)(基本手当(きほんてあて)の1日(にち)の金額(きんがく))】
・ 仕事(しごと)がなくなった日(ひ)より前(まえ)の6か月(げつ)に毎月(まいつき)決(き)まって支払(しはら)いがあつた賃金(ちんぎん)の合計(ごうけい)を180でわつた金額(きんがく)のおよそ50%から80%で、給料(きゅうりょう)が少(すく)なかつた人(ひと)のほうが高(たか)い給付率(きゅうふりつ)です。また、基本手当(きほんてあて)の1日(にち)の金額(きんがく)は、最大(さいだい)の金額(きんがく)・最低(さいてい)の金額(きんがく)が決(き)まっています。

★ 計算式(けいさんしき)
$$\frac{\text{仕事(しごと)があつたときの6か月(げつ)の給料(きゅうりょう)の合計(ごうけい)}}{180} \times \text{給付率(きゅうふりつ)} = \text{基本手当(きほんてあて)の1日(にち)の金額(きんがく)}$$

※ 60から64才(さい)の人(ひと)は45%から80%

【基本手当(きほんてあて)の給付日数(きゅうふにっすう)(所定給付日数(しよていきゅうふにっすう))】

- ・ 定年(ていねん)、契約期間(けいやくきかん)が終(お)つた人(ひと)や、自分(じぶん)の理由(りゆう)で仕事(しごと)をやめた人(ひと) 90日(にち)から150日(にち)
- ・ 会社(かいしゃ)がなくなったり・解雇(かいこ)など、労働契約(ろうどうけいやく)が更新(こうしん)されなかつた人(ひと)など 90日(にち)から330日(にち)
- ・ 障害者(しょうがいしゃ)など、仕事(しごと)がみつからない人(ひと) 150日(にち)から360日(にち)

【新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)などに対応(たいおう)した給付日数(きゅうふにっすう)の延(の)ばすことの特例(とくれい)】

- ・ 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)などによって仕事(しごと)をなくした人(ひと)などは、上(うえ)の基本手当(きほんてあて)の給付日数(きゅうふにっすう)を60日(にち)(一部(いちぶ)30日(にち))延(の)ばすことができます。くわしくは[リーフレット](#)をみるか、近(ちか)くのハローワークに相談(そうだん)してください。

- **くわしい条件(じょうけん)や具体的(ぐたいてき)な手続(てつづ)きは**
[厚生労働省\(こうせいろうどうしょう\)ホームページ](#)を見(み)てください。
- また、仕事(しごと)をなくした人(ひと)は、まず近(ちか)くのハローワークに相談(そうだん)してください。



公共職業訓練(こうきょうしょくぎょうくんれん) (離職者訓練(りしょくしゃくんれん))

雇用保険(こようほけん)を受(う)けとりながら、無料(むりょう)(テキスト代(だい)などは自己負担(じこふたん))で職業(しょくぎょう)訓練(くんれん) <=training> を受(う)けられます。

対象者(たいしょうしゃ) : 仕事(しごと)を探(さが)している人(ひと)で、下(した)の4つの条件(じょうけん)をみたす人(ひと)

- ① ハローワークに求職(きゅうしょく)の申込(もうしこ)みをしている。
- ② 雇用保険(こようほけん)の失業給付(しつぎょうきゅうふ)を受(う)けている。
- ③ 働(はたら)く意思(いし)と能力(のうりょく)がある。
- ④ 職業訓練(しょくぎょうくんれん)などの支援(しえん)が必要(ひつよう)とハローワークが認(みと)めている。

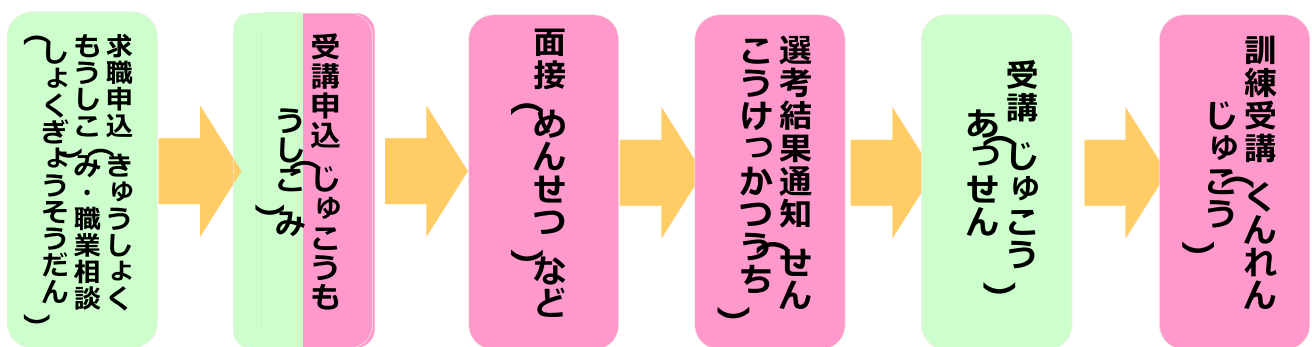
訓練(くんれん)の内容(ないよう)

- ① 就職(しゅうしょく)に必要な(ひつよう)な職業(しょくぎょう)スキルや知識(ちしき)を習得(しゅうとく)するための訓練(くんれん)です
- ② 期間(きかん)は3ヶ月(かげつ)から2年(ねん)までです(1・2ヶ月(かげつ)の短(みじ)かいコースもできます)
- ③ 受講料(じゅこうりょう)はかかりません(テキスト代(だい)などが1万円(まんえん)から2万円(まんえん)かかります)
- ④ 国(くに)、都道府県(とどうふけん)、民間教育訓練機関(みんかんきょういくくんれんきかん)など(都道府県(とどうふけん)からの委託(いたく))が訓練(くんれん)します

受講(じゅこう)の方法(ほうほう) . . . まずはハローワークにきてください!

公共職業訓練(こうきょうしょくぎょうくんれん)(離職者訓練(りしょくしゃくんれん))および求職者支援訓練(きゅうしょくしゃしえんくんれん)を受けるには、ハローワークに求職申込(きゅうしょくもうしこ)みをしたあと、訓練(くんれん)する施設(しせつ)がおこなう面接(めんせつ)などにうかり、ハローワークのあっせん <=施設(しせつ)と求職者(きゅうしょくしゃ)の両方(りょうほう)から意見(いけん)を聞(き)いてまとめます> がいます。

なお、受講(じゅこう)あっせんは、ハローワークで相談(そうだん)して
 ① 訓練(くんれん)を受講(じゅこう)することが、求職者(きゅうしょくしゃ)にあった職(しょく)につくために必要(ひつよう)とみとめられ、かつ、
 ② 訓練(くんれん)を受(う)けるために必要(ひつよう)な能力(のうりょく)があるとハローワークが判断(はんだん)した人(ひと)に、行(おこな)います。
 ※ハローワークに、新型(しんがた)コロナウイルスによって仕事をなくしたひとなどに、職業訓練(しょくぎょうくんれん)の情報(じょうほう)をあたえたり、受講(じゅこう)の申し込みなどをワンストップでおこなう「コロナ対応ステップアップ相談窓口(そうだんまどぐち)」があります。



..... ハローワークでの手続(てつづ)き

..... 訓練(くんれん)する施設(しせつ)での手続(てつづ)き

- i**
- 具体的(ぐたいてき)な手続(てつづ)きは厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページを見(み)てください。
 - あなたが住(す)んでいる地域(ちいき)で実施(じっし)されている訓練(くんれん)は、ハローワークインターネットサービスで検索(けんさく)できます。
 - 聞(き)きたいことがある人(ひと)は、近(ち)くのハローワークに相談(そうだん)してください。



求職者支援訓練(きゅうしょくしゃしえんくんれん)

雇用保険(こようほけん)を受給(じゅきゅう)できない求職者(きゅうしょくしゃ)のひとは、無料(むりょう)(テキスト代(だい)などは自己負担(じこふたん))で職業(しょくぎょう)の訓練(くんれん)<=training>をうけながら、条件(じょうけん)をみたせば月額(げつがく)10万円(まんえん)がもらえます。

対象者(たいしょうしゃ) : 仕事(しごと)を探(さが)している人(ひと)で、下(した)の5つすべてにあてはまる人(ひと)

- ① ハローワークに求職(きゅうしょく)の申込み(もうしこみ)をしている。
 - ② 雇用保険(こようほけん)に入(はい)っていない。
 - ③ 雇用保険(こようほけん)の失業給付(しつぎょうきゅうふ)を受給中(じゅきゅうちゅう)ではない。
 - ④ 労働(ろうどう)の意思(いし)と能力(のうりょく)がある。
 - ⑤ 職業訓練(しょくぎょうくんれん)が必要(ひつよう)とハローワークが認(み)めている。
- ※ 給付金(きゅうふきん)を受け取るには、下(した)にある「給付金(きゅうふきん)の支給内容(しきゅうないよう)・条件(じょうけん)」にすべてあてはまること。

訓練(くんれん)の内容(ないよう)

- ① はやくはたらけるようになるための訓練(くんれん)です。
- ② 訓練(くんれん)の期間(きかん)は2ヶ月(かげつ)から6ヶ月(かげつ)です。
(シフト制(せい)ではたらく在職(ざいしょく)のひとなどの訓練(くんれん)コースは2週間(しゅうかん)からあります。(2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までの特例(とくれい))
- ③ 受講料(じゅこうりょう)はかかりません。(テキスト代(だい)など、1~2万円(まんえん)が必要(ひつよう)です)
- ④ 国(くに)からの認定(にんてい)を受(う)けた、民間教育訓練機関(みんかんきょういくくんれんきかん)などが訓練(くんれん)をします。
- ⑤ 2種類(しゅるい)のコースがあります。
 - ・「基礎(きそ)コース」 : 社会人(しゃかいじん)としての基礎的(きそてき)な能力(のうりょく)や、みじかいあいだで習得(しゅうとく)できる技能(ぎのう)などをえられます。
 - ・「実践(じっせん)コース」 : 就職(しゅうしょく)を希望(きぼう)する職種(しょくしゅ)で働(はたら)けるようになるための実用的(じつようてき)な技能(ぎのう)などをえられます。

受講(じゅこう)の方法(ほうほう)

P.33を見(み)てください。(公共職業訓練(こうきぎょうしょくぎょうくんれん)と同(おな)じです)

給付金(きゅうふきん)の支給内容(しきゅうないよう)・条件(じょうけん)

- 【支給額(しきゅうがく)】
- ・職業訓練受講手当(しょくぎょうくんれんじゅこうてあて) : 月額(げつがく)10万円(まんえん)
 - ・通所手当(つうしょてあて) : 訓練実施施設(くんれんじっしせつ)までの交通費(こうつうひ)(上限(じょうげん)があります)
 - ・寄宿手当(きしゅくてあて) : 月額(げつがく)10,700円(えん)
- ※ 「通所手当(つうしょてあて)」「寄宿手当(きしゅくてあて)」は、ハローワークにきいてください。
- 【主(おも)な支給要件(しきゅうようけん)】 (下(した)のすべてにあてはまる人(ひと))
- ・本人収入(ほんにんしゅうにゅう)が月(つき)8万円(まんえん)より少(すく)ない(※)
 - ※ シフト制(せい)ではたらく人(ひと)、自営業(じえいぎょう)、フリーランス、副業(ふくぎょう)・兼業(けんぎょう)をおこなう人(ひと)などで固定収入(こていしゅうにゅう)が月(つき)8万円(まんえん)より少(すく)ない人(ひと)などは、本人(ほんにん)の収入(しゅうにゅう)が月(つき)12万円(まんえん)より少(すく)ない人(ひと)が対象(たいしょう)です。(2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までの特例(とくれい))
 - ・世帯全体(せたいぜんたい)の収入(しゅうにゅう)が月(つき)40万円(まんえん)より少(すく)ない(2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)までの特例(とくれい))
 - ・世帯全体(せたいぜんたい)の金融資産(きんゆうしさん)が300万円(まんえん)より少(すく)ない

- **くわしく**は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページをみてください。
- **ちかく**てやっている訓練(くんれん)については、ハローワークインターネットサービスでしらべることができます。
- **聞(き)きたい**ことがある人(ひと)は、住(す)んでいるところのハローワークに相談(そうだん)してください。



高等職業訓練促進給付金 (こうとうしょうぎょうくんれんそくしんきゅうふきん)

ひとり親(おや)の人(ひと)が安定(あんてい)した仕事(しごと)をするために資格(しかく)をとることをたすけます。この資格(しかく)などの訓練(くんれん)<=training>の間(あいだ)、生活費(せいかつひ)としてお金(かね)を支給(しきゅう)します。

■ 対象者(たいしょうしゃ)

訓練(くんれん)をはじめた日(ひ)から、次(つぎ)のすべてに該当(がいとう)するひとり親(おや)の人(ひと)

- ①児童扶養手当(じどうふようてあて)の支給(しきゅう)を受(う)けているか、おなじ収入(しゅうにゅう)の水準(すいじゅん)の人(ひと)
- ②資格(しかく)をとる訓練(くんれん)をするところで**6か月(げつ)**以上(いじょう)のカリキュラムをとって、対象(たいしょう)の資格(しかく)をとることができるだろう人(ひと)

■ 対象訓練(たいしょうくんれん)

仕事(しごと)のときにやくだつ資格(しかく)で、その訓練(くんれん)をするところで6か月(げつ)以上(いじょう)訓練(くんれん)するもの

(例(れい))看護師(かんごし)、准看護師(じゅんかんごし)、保育士(ほいくし)、介護福祉士(かいごふくし)、理学療法士(りがくりょうほうし)、作業療法士(さぎょうりょうほうし)、調理師(ちょうりし)、製菓衛生師(せいかえいせいし)などの国家資格(こっかしかく)や、**デジタル分野(ぶんや)**などの民間資格(みんかんしかく)

■ 支給内容(しきゅうないよう)

訓練(くんれん)の間(あいだ)、月額(げつがく)**10万円(まんえん)**

※住民税課税世帯(じゅうみんぜいかぜいせたい)は月額(げつがく)70,500円(えん)

※訓練(くんれん)が終(お)わる最後(さいご)の年(とし)1年間(ねんかん)にかぎり支給金額(しきゅうきんがく)を**4万円(まんえん)**増(ふ)やします。



- 住(す)んでいる都道府県(とどうふけん)・市区町村(しくちょうそん)で、申込(もうしこ)んでください。

小学校休業等(しょうがっこうきゅうぎょうとう) 対応助成金(たいおうじょせいきん)(事業主(じぎょうぬし)の人(ひと)向(む)け)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、小学校(しょうがっこう)などが臨時休業(りんじきゅうぎょう)などをしたとき、その小学校(しょうがっこう)などに通(かよ)う子(こ)どもの保護者(ほごしゃ)で労働者(ろうどうしゃ)≦働(はたら)いている人(ひと)≧が休(やす)みをとって、収入(しゅうにゅう)が少(すく)なくなったことのために、正規(せいき)≦雇(やと)う期間(きかん)が無期限(むきげん)≧・非正規(ひせいき)≦正規(せいき)以外(いがい)≧にかぎらず、有給(ゆうきゅう)の休(やす)み(労働基準法(ろうどうきじゅんほう)の年次有給休暇(ねんじゅうきゅうきゅうか)をのぞく)をとらせた事業主(じぎょうぬし)をたすけます。

対象者(たいしょうしゃ)(事業主(じぎょうぬし))

- ①、②の子(こ)どもの世話(せわ)をするため保護者(ほごしゃ)として行(おこな)う必要(ひつよう)のある労働者(ろうどうしゃ)に、労働基準法(ろうどうきじゅんほう)の年次有給休暇(ねんじゅうきゅうきゅうか)とは違(ちが)う、有給(ゆうきゅう)(賃金(ちんぎん)を全額(ぜんがく)支給(しきゅう))の休(やす)みをとらせた事業主(じぎょうぬし)。
- ①新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に対応(たいおう)するため、臨時休業(りんじきゅうぎょう)などを(※)した小学校(しょうがっこう)など(※※)に通(かよ)う子(こ)ども
※小学校(しょうがっこう)など全体(ぜんたい)の休(やす)みだけでなく、学年(がくねん)・学級(がっきゅう)の休(やす)み、オンライン授業(じゅぎょう)、分散登校(ぶんさんとうこう)のときも対象(たいしょう)です。
※※小学校(しょうがっこう)など：小学校(しょうがっこう)、義務教育学校(ぎむきょういっくがっこう)の前期課程(ぜんきかてい)、特別支援学校(とくべつしえんがっこう)、放課後児童(ほうかごじどう)クラブ、放課後(ほうかご)などデイサービス、幼稚園(ようちえん)、保育所(ほいくじょ)、認定(にんてい)こども園(えん)など
- ②新型(しんがた)コロナウイルスに感染(かんせん)した子(こ)どもなど、小学校(しょうがっこう)などを休(やす)む必要(ひつよう)がある子(こ)ども

支給額(しきゅうがく)

有給休暇(ゆうきゅうきゅうか)をとった対象(たいしょう)の労働者(ろうどうしゃ)に支払(しはら)った賃金(ちんぎん) × 10/10

※2021年(ねん)8月(がつ)1日(ついたち)から12月(がつ)31日(にち)までの休暇(きゅうか)1日(にち)最大(さいだい)13,500円(えん)

2022年(ねん)1月(がつ)1日(ついたち)から2月(がつ)28日(にち)までの休暇(きゅうか)1日(にち)最大(さいだい)11,000円(えん)

2022年(ねん)3月(がつ)1日(ついたち)から3月(がつ)31日(にち)までの休暇(きゅうか)1日(にち)最大(さいだい)9,000円(えん)

※申請(しんせい)する休暇(きゅうか)の期間(きかん)に、緊急事態宣言(きんききゅうじたいせんげん)、まん延防止等重点措置(えんぱんしなどじゅうてんそち)があったところに会社(かいしゃ)があるとき、支給(しきゅう)最大(さいだい)1日(にち)15,000円(えん)です。

適用日(てきようび)

2021年(ねん)8月(がつ)1日(ついたち)から2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)の間(あいだ)にとった有給(ゆうきゅう)の休(やす)み

※春休(はるやす)み・夏休(なつやす)み・冬休(ふゆやす)みなど、もともと学校(がっこう)が休(やす)みの日(ひ)などはのぞきます。

申請期間(しんせいきかん)

- 2021年(ねん)8月(がつ)1日(ついたち)から10月(がつ)31日(にち)までにとった休暇(きゅうか)は、
⇒2021年(ねん)12月(がつ)27日(にち)までに届(とど)いている必要(ひつよう)があります。
- 2021年(ねん)11月(がつ)1日(ついたち)から12月(がつ)31日(にち)までにとった休暇(きゅうか)は、
⇒2022年(ねん)2月(がつ)28日(にち)までに届(とど)いている必要(ひつよう)があります。
- 2022年(ねん)1月(がつ)1日(ついたち)から3月(がつ)31日(にち)までにとった休暇(きゅうか)は、
⇒2022年(ねん)5月(がつ)31日(にち)までに届(とど)いている必要(ひつよう)があります。

- **支給(しきゅう)の条件(じょうけん)や申請(しんせい)の方法(ほうほう)は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページを見(み)てください。**

新型(しんがた)コロナ 休暇(きゅうか) 支援(しえん) (きゅうかしえん)

検索



- 都道府県労働局(とどうふけんろうどうきょく)『小学校休業(しょうがっこうきゅうぎょう)など対応助成金(たいおうじょせいきん)のとくべつ相談窓口(そうだんまどぐち)』では、「会社(かいしゃ)にこの助成金(じょせいきん)を利用(りよう)してほしい」など、労働者(ろうどうしゃ)の人(ひと)からの相談(そうだん)を聞(き)いて、会社(かいしゃ)がとくべつ休暇制度(きゅうかせいど)をはじめたり・助成金(じょせいきん)を利用(りよう)するのをたすけます。とくべつ相談窓口(そうだんまどぐち)、休業(きゅうぎょう)の支援金(しえんきん)・給付金(きゅうふきん)のしくみによる労働者(ろうどうしゃ)が直接(ちよくせつ)申請(しんせい)するとき、[ここ](#)を見(み)てください。
- 聞(き)きたいことがある人(ひと)は、**雇用調整助成金(こようちようせいじょせいきん)、産業雇用安定助成金(さんぎょうこようあんていじょせいきん)、小学校休業(しょうがっこうきゅうぎょう)など対応助成金(たいおうじょせいきん)・支援金(しえんきん)コールセンター 0120-60-3999 受付時間(うけつけじかん)：9：00から21：00(土日(どにち)・祝日(しゅくじつ)ふくむ)**

小学校休業等(しょうがっこうきゅうぎょうとう)対応支援金(たいおうしえんきん) (委託(いたく)を受(う)けて個人(こじん)で仕事(しごと)をする人(ひと)向(む)け) (委託(いたく)を受(う)けて個人(こじん)で仕事(しごと)をしている人(ひと)向(む)け)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、小学校(しょうがっこう)などが臨時休業(りんじきゅうぎょう)などをしたとき、子(こ)どもの世話(せわ)をするために、契約(けいやく)した仕事(しごと)ができなくなった個人(こじん)で仕事(しごと)をする保護者(ほごしや)に支援金(しえんきん)を支給(しきゅう)します。

対象者(たいしょうしや)(委託(いたく)を受(う)けて個人(こじん)で仕事(しごと)をする人(ひと))

①、②の子(こ)どもの世話(せわ)をすることが必要(ひつよう)になった保護者(ほごしや)で、**一定(いつてい)の条件(じょうけん)**をみたす人(ひと)に支給(しきゅう)します。

①新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、臨時休業(りんじきゅうぎょう)など(※)をした小学校(しょうがっこう)など(※※)に通(か)う子(こ)ども

※小学校(しょうがっこう)など全体(ぜんたい)の休(やす)みだけでなく、学年(がくねん)・学級(がっきゅう)の休(やす)みや、オンライン授業(じゅぎょう)、分散登校(ぶんさんとうこう)のときも対象(たいしょう)です。

※※小学校(しょうがっこう)など：小学校(しょうがっこう)、義務教育学校(ぎむきょういくがっこう)の前期課程(ぜんきかてい)、特別支援学校(とくべつしえんがっこう)、放課後児童(ほうかごじどう)クラブ、放課後(ほうかご)などサービス、幼稚園(ようちえん)、保育所(ほいくじょ)、認定(にんてい)こども園(えん)など

②新型(しんがた)コロナウイルスに感染(かんせん)した子(こ)どもなど、小学校(しょうがっこう)などを休(やす)む必要(ひつよう)がある子(こ)ども

一定(いつてい)の条件(じょうけん)

- 個人(こじん)で仕事(しごと)をする予定(よてい)だったとき
- 業務委託契約(ぎょうむいたくけいやく)などに基(もと)づく業務遂行(ぎょうむすいこう)などにお金(かね)が支払(しはら)われており、仕事(しごと)を発注(はっちゅう)した人(ひと)から仕事(しごと)の内容(ないよう)、場所(ばしょ)・日時(にちじ)などに一定(いつてい)の指定(してい)があることなどのとき

支給額(しきゅうがく)

仕事(しごと)ができなかった日(ひ)が

2021年(ねん)8月(がつ)1日(ついたち)から12月(がつ)31日(にち) ⇒ 1日(にち)に6,750円(えん)

2022年(ねん)1月(がつ)1日(ついたち)から2月(がつ)28日(にち) ⇒ 1日(にち)に5,500円(えん)

2022年(ねん)3月(がつ)1日(ついたち)から3月(がつ)31日(にち) ⇒ 1日(にち)に4,500円(えん)

※この支援金(しえんきん)を申請(しんせい)する仕事(しごと)ができなかった期間(きかん)に緊急事態宣言(きんきゅうじたいせんげん)、まん延防止等重点措置(えんぼうしなど)じゅうてんそちがあったところに住(す)んでいる人(ひと)は1日(にち)に7,500円(えん)

適用日(てきようび)

2021年(ねん)8月(がつ)1日(ついたち)から2022年(ねん)3月(がつ)31日(にち)

※春休(はるやす)み・夏休(なつやす)み・冬休(ふゆやす)みなど、もともと学校(がっこう)が休(やす)みの日(ひ)などはのぞきます。

申請期間(しんせいきかん)

仕事(しごと)ができなかった日(ひ)が

2021年(ねん)8月(がつ)1日(ついたち)から10月(がつ)31日(にち)

⇒ 2021年(ねん)12月(がつ)27日(にち)までに届(とど)いている必要(ひつよう)があります。

2021年(ねん)11月(がつ)1日(ついたち)から12月(がつ)31日(にち)

⇒ 2022年(ねん)2月(がつ)28日(にち)までに届(とど)いている必要(ひつよう)があります。

2022年(ねん)1月(がつ)1日(ついたち)から3月(がつ)31日(にち)

⇒ 2022年(ねん)5月(がつ)31日(にち)までに届(とど)いている必要(ひつよう)があります。

- 支給(しきゅう)の条件(じょうけん)や申請(しんせい)の方法(ほうほう)は厚生労働省(こうせいろうどうしょう)ホームページを見(み)てください。

- 聞(き)きたいことがある人(ひと)は、**雇用調整助成金(こようちょうせいじよせいきん)、産業雇用安定助成金(さんぎょうこようあんていじよせいきん)、小学校休業(しょうがっこうきゅうぎょう)など対応助成金(たいおうじよせいきん)・支援金(しえんきん)コールセンター**

0120-60-3999

受付時間(うけつけじかん)：9：00から21：00 (土日(どにち)・祝日(しゅくじつ)ふくむ)



企業主導型(きぎょうしゅどうがた)ベビーシッター 利用者支援事業(りようしゃしえんじぎょう)

(特例措置(とくれいそち)：企業(きぎょう)で働(はたら)く人(ひと)向(む)け)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、保護者(ほごしゃ)が仕事(しごと)を休(やす)むことができないのでベビーシッターを利用(りよう)したとき、利用料金(りようりょうきん)を支援(しえん)します。

■ 対象者(たいしょうしゃ)

下(した)の①～③にすべてにあう人(ひと)。

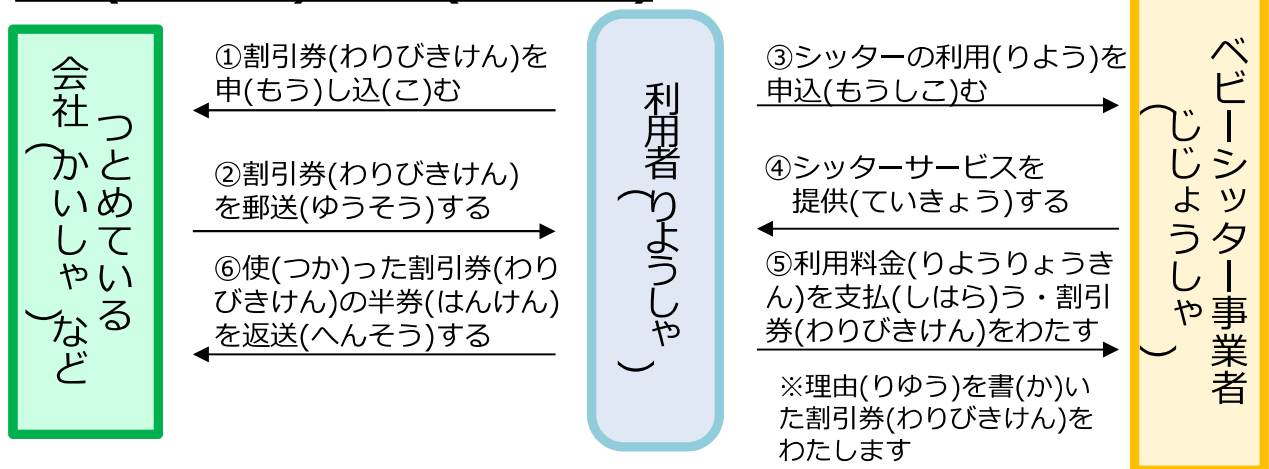
- ① 民間企業(みんかんきぎょう)などで働(はたら)いている
- ② 配偶者(はいぐうしゃ)が仕事(しごと)をしている人(ひと)や、ひとり親(おや)の人(ひと)が、仕事(しごと)を続(つづ)けるために、ベビーシッターを利用(りよう)する
- ③ 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、こどもが通(かよ)う小学校(しょうがっこう)や保育所(ほいくしょ)などが休(やす)みになっている

■ 特例措置(とくれいそち)の内容(ないよう)

小学校(しょうがっこう)や保育所(ほいくしょ)などが休(やす)みになったときに使(つか)うことができる割引券(わりびきけん)(2,200円(えん)/枚(まい))を支給(しきゅう)します。

	＜平常時(へいじょうじ)＞	＜特例措置(とくれいそち)＞
・ 1日(いち)の上限枚数(じょうげんまいすう)：	2枚(まい)/子(こ)ども ⇒	5枚(まい)/子(こ)ども
・ 1か月(げつ)の上限枚数(じょうげんまいすう)：	24枚(まい)/家庭(かてい) ⇒	120枚(まい)/家庭(かてい)
・ 年間(ねんかん)の上限枚数(じょうげんまいすう)：	280枚(まい)/家庭(かてい) ⇒	上限(じょうげん)はありません

■ 申請(しんせい)の方法(ほうほう)



● 全国(ぜんこく)保育(ほいく)サービス協会(きょうかい)ホームページをみてください。

<http://www.acsa.jp/>



企業主導型(きぎょうしゅどうがた)ベビーシッター 利用者支援事業(りようしゃしえんじぎょう)

(特例措置(とくれいそち)：個人(こじん)で仕事(しごと)をしている人(ひと)向(む)け)

新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、小学校(しょうがっこう)などが休(やす)みになり、保護者(ほごしゃ)が仕事(しごと)を休(やす)むことができないのでベビーシッターを利用(りよう)したとき、利用料金(りようりょうきん)を支援(しえん)します。

■ 対象者(たいしょうしゃ)

下(した)の①～③にすべてにあう人(ひと)。

- ①個人(こじん)で仕事(しごと)をしている(自営業(じえいぎょう)、フリーランスなど)
- ②配偶者(はいぐうしゃ)が仕事(しごと)をしている人(ひと)や、ひとり親(おや)の人(ひと)が、仕事(しごと)を続(つづ)けるために、ベビーシッターを利用(りよう)する
- ③新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、こどもが通(かよ)う小学校(しょうがっこう)や保育所(ほいくしょ)などが休(やす)みになっている

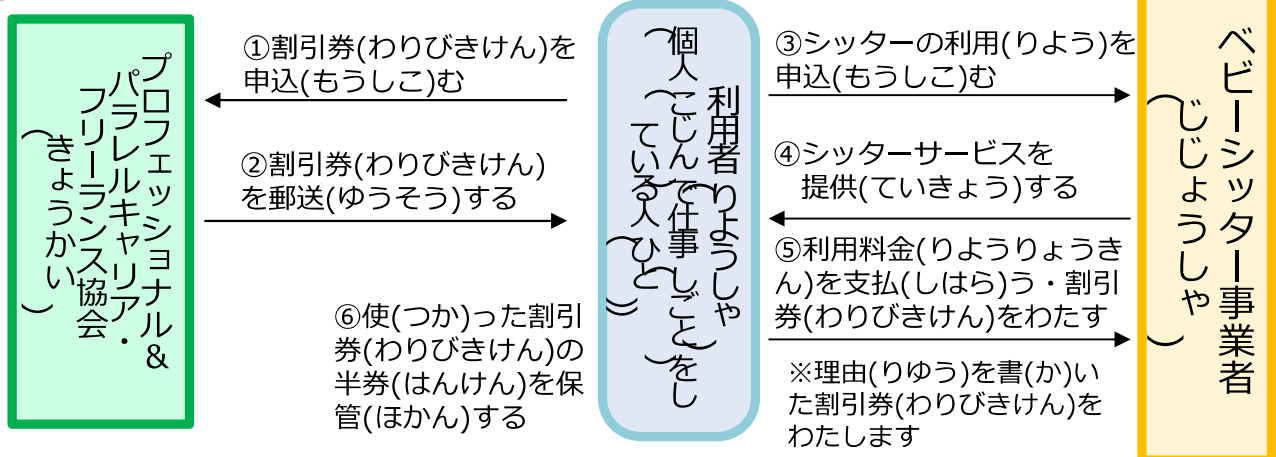
■ 特例措置(とくれいそち)の内容(ないよう)

小学校(しょうがっこう)や保育所(ほいくしょ)などが休(やす)みになったときに使(つか)うことができる割引券(わりびきけん)(2,200円(えん)/枚(まい))を支給(しきゅう)します。

<特例措置(とくれいそち)>

- ・ 1日(にち)の上限枚数(じょうげんまいすう)： 5枚(まい)/子(こ)ども
- ・ 1か月(げつ)の上限枚数(じょうげんまいすう)： 120枚(まい)/家庭(かてい)
- ・ 年間(ねんかん)の上限枚数(じょうげんまいすう)： 上限(じょうげん)はありません

■ 申請(しんせい)の方法(ほうほう)



●全国(ぜんこく)保育(ほいく)サービス協会(きょうかい)ホームページをみてください。

<http://www.acsa.jp/>



その他(ほか)のウェブページ

コロナと関係(かんけい)する支援(しえん)などについて、ウェブページをお知らせしています。

省庁(しょうちょう) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に 関連(かんれん)するウェブページについて

- 厚生労働省(こうせいろうどうしょう)**
[新型\(しんがた\)コロナウイルス感染症\(かんせんしょう\)情報特設\(じょうほうとくせつ\)ページ](#)



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の感染状況(かんせんじょうきょう)や雇用調整助成金(こようちょうせいじょせいきん)などの支援(しえん)などを知(し)ることができます。
- 内閣官房(ないかくかんぼう)**
[新型\(しんがた\)コロナウイルス感染症対策\(かんせんしょうたいさく\)](#)



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)への対応(たいおう)を知(し)ることができます。
- 公正取引委員会(こうせいとりひきいいんかい)**
[新型\(しんがた\)コロナウイルス感染症\(かんせんしょう\)ページ](#)



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に対応(たいおう)する事業者(じぎょうしゃ)などの取組(とりくみ)について独占禁止法(どくせんきんしほう)および下請法(したうけほう)の考(かんが)えや、それらの取組(とりくみ)についての相談(そうだん)できるところを知(し)ることができます。
- 警察庁(けいさつちょう) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)への対応(たいおう)について**



いろいろな行政手続(ぎょうせいてつづき)や新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって起(お)こった犯罪(はんざい)などを知(し)ることができます。
- 金融庁(きんゆうちょう)**
[新型\(しんがた\)コロナウイルス感染症\(かんせんしょう\)関連情報\(かんれんじょうほう\)](#)



資金繰(しきんぐ)りなどで困(こま)っている事業者(じぎょうしゃ)・個人(こじん)のひと向(む)けの情報(じょうほう)を知(し)ることができます。
- 消費者庁(しょうひしゃちょう)**
[新型\(しんがた\)コロナ関連\(かんれん\)消費者\(しょうひしゃ\)向\(む\)け情報\(じょうほう\)](#)



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)をつごうよく利用(りよう)して、あやしい勧誘(かんゆう)や悪(わる)い商売(しょうばい)によってトラブルなど、消費者(しょうひしゃ)が気(き)をつけることや、消費生活(しょうひせいかつ)を相談(そうだん)できるところを知(し)ることができます。
- 法務省(ほうむしょう) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)情報特設(じょうほうとくせつ)ページ**



日本国民(にほんこくみん)や在留外国人(ざいりゅうがいこくじん)みなさん向(む)けに、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の法律問題(ほりうつもんだいい)、人権問題(じんけんもんだいい)、在留申請(ざいりゅうしんせい)・生活支援(せいかつしえん)、海外(かいがい)からの入国(にゅうこく)などの情報(じょうほう)があります。
- 出入国在留管理庁(しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)関連情報(かんれんじょうほう)**



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)について日本(にほん)への入国(にゅうこく)・在留情報(ざいりゅうじょうほう)などがあります。
- 財務省(ざいむしょう)**
[新型\(しんがた\)コロナウイルス感染症関連情報\(かんせんしょうかんれんじょうほう\)](#)



政策金融(せいさくきんゆう)における資金繰(しきんぐ)り支援(しえん)や国税(こくぜい)における納付(のうふ)の延長(えんちょう)制度(せいど)などを知(し)ることができます。
- 農林水産省(のうりんすいさんしょう) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)について**



農林漁業者(のうりんぎょぎょうしゃ)・食品関連事業者(しょくひんかんれんじぎょうしゃ)のひと向(む)けに、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)への対応(たいおう)の情報(じょうほう)(食料供給情報(しょくりょうきよきゅうじょうほう)、外食(がいしょく)をするときのおねがい、支援(しえん)など)を知(し)ることができます。
- 経済産業省(けいざいさんぎょうしょう) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の支援(しえん)**



新型(しんがた)コロナウイルス(COVID-19)感染症(かんせんしょう)による企業(きぎょう)への影響(えいきょう)を少(すく)なくし、企業(きぎょう)を支援(しえん)するため、国(くに)が考(かんが)えた施策(せさく)を知(し)ることができます。
- 国土交通省(こくどうこうつうしょう) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)への対応(たいおう)**



公共交通機関(こうきょうこうつうきかん)の利用(りよう)についての情報(じょうほう)、公共交通機関(こうきょうこうつうきかん)でおこなっている感染症対策(かんせんしょうたいさく)などの情報(じょうほう)、国土交通関係(こくどうこうつうかんけい)の事業者(じぎょうしゃ)に対(たい)する支援(しえん)メニューの情報(じょうほう)があります。
- 環境省(かんきょうしょう) 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の情報特設(じょうほうとくせつ)ページ**



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)が広(ひろ)がることを防止(ぼうし)するための施策(せさく)についての情報(じょうほう)があります。

その他(ほか)のウェブページ

コロナと関係(かんけい)する支援(しえん)などについて、ウェブページをお知らせしています。

どういった支援(しえん)があるか見(み)ることができるパンフレットやポータルサイトなど

- 支援策(しえんさく)パンフレット**
(新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)で影響(えいきょう)を受ける事業者(じぎょうしゃ)のみなさんへ)



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)で困(こま)っている事業者(じぎょうしゃ)が使(つか)える支援(しえん)をパンフレットにしました。
- 農林漁業者(のうりんぎよぎょうしゃ)・食品関連事業者(しょくひんかんれんじぎょうしゃ)への支援策(しえんさく)**



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)で困(こま)っている農林漁業者(のうりんぎよぎょうしゃ)・食品関連事業者(しょくひんかんれんじぎょうしゃ)の人(ひと)への支援(しえん)を見(み)ることができます。
- 文化芸術関係者(ぶんかげいじゅつかんけいしゃ)への支援(しえん)**



文化芸術関係者(ぶんかげいじゅつかんけいしゃ)への支援(しえん)を見(み)ることができます。
- 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)を受(う)けた学生(がくせい)などへの経済的支援(けいざいてきしえん)**



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって勉強(べんきょう)の継続(けいぞく)が難(むずか)しくなっている学生(がくせい)・生徒(せいと)のための経済的支援(けいざいてきしえん)を見(み)ることができます。
- 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の拡大(かくだい)に対(たい)するひとり親家庭(おやかてい)などへの支援(しえん)**



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって困(こま)っているひとり親家庭(おやかてい)などのみなさんに、利用(りよう)できる国(くに)による支援(しえん)を見(み)ることができます。
- 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)の影響(えいきょう)に對(たい)する外国人(がいこくじん)および受入(うけいれ)するところへの支援(しえん)**



外国人(がいこくじん)の人(ひと)や、外国人(がいこくじん)の人(ひと)を雇(やと)う雇用主(こようぬし)、受入(うけいれ)るところの人(ひと)が受(う)けることができるいろいろな支援(しえん)を見(み)ることができます。
- 外国人(がいこくじん)の生活支援(せいかつしえん)ポータルサイト**



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)するお知らせや日本(にほん)で生活(せいかつ)するためやくだつ情報(じょうほう)などをいろいろな言語(げんご)で見(み)ることができます。
- 外務省(がいむしょう)海外安全(かいがいあんぜん)ホームページ**



感染症(かんせんしょう)の危険情報(きけんじょうほう)の変更(へんこう)で水際措置(みずぎわそち)などの変更(へんこう)、いろいろな国(くに)への感染症危険情報(かんせんしょうきけんじょうほう)、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)による飛行機(ひこうき)などがとまったことで出国(しゅっこう)が難(むずか)しくなることに関(かん)する情報(じょうほう)などを見(み)ることができます。
- 海外渡航者(かいがいとこしや)新型(しんがた)コロナウイルス検査(けんさ)センター(TeCOT)**



経済産業省(けいざいさんぎょうしょう)は、厚生労働省(こうせいろどうしょう)と協力(きょうりょく)して、渡航者(とこしや)が渡航先(とこさき)の国(くに)の要求(ようきゅう)などに応(おう)じた検査証明(けんさしょうめい)を発行(はっこう)できる病院(びょういん)を検索(けんさく)・予約(よやく)できるTeCOTをつくりました。
- 日本司法支援(にほんしほうしえん)センター(法(ほう)テラス)新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する情報(じょうほう)**



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に関(かん)する法律(ほうりつ)のトラブルの解決(かいけつ)に必要な(ひつよう)な情報(じょうほう)を見(み)ることができます。
- 新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に對(たい)するいろいろな支援(しえん)**



新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)によって、生活(せいかつ)や仕事(しごと)で困(こま)っている人(ひと)に對(たい)する支援(しえん)をまとめたパンフレットなどを見(み)ることができます。
- 新型(しんがた)コロナワクチン接種証明書(せつしゅしょうめいしよ)アプリ**



国(くに)が公式(こうしき)にだす、新型(しんがた)コロナワクチン接種証明書(せつしゅしょうめいしよ)をとることができるアプリです。
- 新型(しんがた)コロナウイルス接触確認(せつしよくかくにん)アプリ(COCA)**



接触確認(せつしよくかくにん)アプリは、新型(しんがた)コロナウイルス感染症(かんせんしょう)に感染(かんせん)した人(ひと)と接触(せつしよく)した可能性(かのうせい)について、通知(つうち)を受(う)けとることができる、スマートフォンのアプリです。